

議事日程（第４号）

平成２３年９月１４日（水）午前１０時開議

１．出席議員は、次のとおりである。

１番 高橋道弘君	２番 高橋真一郎君	３番 嶋原利光君
４番 高橋道也君	５番 菅野清一君	６番 齋藤博美君
７番 昆久美子君	８番 菅野意美子君	９番 新関善三君
１０番 黒沢敏雄君	１１番 三浦浩一君	１２番 五十嵐謙吉君
１３番 石河清君	１４番 遠藤宗弘君	１５番 高野善兵衛君
１６番 佐藤喜三郎君		

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	仲江泰宏君
生涯学習課長	松本康弘君	総務課長補佐	大内彰君

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第５６号 平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・付託)

議案第５７号 平成２２年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・付託)

議案第５８号 平成２２年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・付託)

議案第５９号 平成２２年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・付託)

議案第６０号 平成２２年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- (質疑・付託)
- 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・付託)
- 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・付託)
- 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・付託)
- 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (審議採決)
- 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (審議採決)
- 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (審議採決)
- 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (審議採決)
- 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (審議採決)
- 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度川俣町水道事業会計決算の認定について (質疑・付託)
- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度川俣町一般会計補正予算 (第 5 号) (質疑・付託)
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・付託)
- 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・付託)
- 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・付託)
- 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (質疑・付託)

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が大変上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

（午前10時20分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において1番議員 高橋道弘君、2番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

議案第56号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案の訂正請求の申し出がありました。

ここで議事日程を配付してください。追加について配付してください。

（追加議事日程の配付）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、お諮りいたします。

訂正請求についてを追加日程第1として、本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正請求を追加日程第1として、本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、追加日程第1，議案の訂正請求についての件を先に審議したいと思いますこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、追加日程第1，議案の訂正請求についてを先に審議することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議事日程第4号の日程第2、議案第56号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を日程第3とし、以降、順次日程を1つずつ繰り下げるようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第1，議案の訂正請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。今日から一般議案等も含めた審議でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

その前に、訂正請求ということが生じたことにお詫びを申し上げる次第であります。

議案第５６号、平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正請求。

議案第５６号、平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正請求についてご説明を申し上げます前に、本議案が訂正となりましたことにお詫び申し上げますとともに、今後は十分な確認を行い、提案させていただく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

本議会に訂正の請求をいたします議案は、平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正請求についてであります。平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算書、歳入の１９款諸収入の中の保育園保護者負担金延滞金の調定額、収入未済額を精査しました結果、一部に訂正を必要とする箇所が生じたため、訂正をし、ご審議をいただくことをお願い申し上げます。

なお、訂正いたします内容につきましては、担当課長から説明をいたさせていただきますので、ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げます。訂正請求の提案理由説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで、資料の訂正のため、暫時休議いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ただいまの発言は取り消しいたします。

ただいま町長から当局の説明を受けましたが、お諮りいたします。

ただいま議題となります議案の訂正請求についてを許可することにご異議ありませんか。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君） 今、議長、訂正を認めるか認めないかという議案、言ってるんだけど、どこがどうなって提示しねえなんねんだと、そんなことは訂正することはないという人もいるかも分からない。中身が全然分かんねまんま、訂正を認めるか認めないか議会に求められても、これは困る話なんで、きちんとどこをどうなって、なんでこういうことが起こったのか、今度の２２年度の予算で見れば、最初の予算から、補正から何から、議会の度に全部訂正しているわけですよ。こんなことを万度やっていたんではしょうがないから、理由も含めてどこをどうなすのか、説明してから訂正を認めるかどうかは採決してもらいたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、企画財政課長、説明をお願いします。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） それでは、議案第５６号、平成２２年度一般会計歳

入歳出決算書の歳入の一部の訂正につきまして、ご説明を申し上げます。

決算書の61ページ、62ページでございますが、19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、62ページの1節延滞金につきまして精査をしました結果、備考欄に記載しておりますとおり、保育園保護者負担金延滞金として6,200円の収入がございましたが、調定額への機械処理が漏れてしまったことによりまして、収入未済額がマイナス表示の6,200円となっていましたので、調定額に6,200円を加えていただきますことにより、収入未済額を0に訂正することにつきましてご審議をいただきたいということでございます。この訂正に伴いまして、それぞれ集計欄、合計欄でございます7、8ページ、また68ページにつきましても同様に訂正をお願いするところでございます。

以上で平成22年度一般会計歳入歳出決算書、歳入の一部訂正の説明とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、お諮りいたします。

ただいま訂正請求についての説明がありましたが、ただいま議題となっております議案の訂正請求についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 今、議長、企画財政課長の説明は、62ページの備考欄の6,200円だけの話をしましたよね。6,200円だけの事務処理を間違っただけでしたね。今の説明は。しかしながら、収入済み額は221万1,267円ですよ。備考欄は、この収入済み額の説明をしているわけですよ。備考欄に書かれているのは。そうすると、幼稚園の延滞金も含めて全部足して初めて221万1,267円になるわけじゃないですか。だから、6,200円だけ間違っただけというのはちょっと私、理解に苦しむ。そうすると延滞金というのが221万1,267円にこの備考欄のところですよ。全部直さないと合わないじゃないですか。と思うんですが、私の解釈に誤りがあるのかどうか、分かるようにご説明いただきたいんですけど。

○議長（佐藤喜三郎君） その件について説明願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの62ページの備考欄の質問でございますけれども、備考欄のほうに一番上の延滞金220万5,167円に、更に6,200円、あと幼稚園延滞金9,900円を足しまして、収入済み額としましては221万267円で、ここについては全く間違いがございません。調定額のところが6,200円が機械処理漏れたことによって、この分が6,200円足りなくて逆に一番右側の収入未済額のところがマイナス表示の6,200円となったものでございましたので、この調定額と収入未済金のところ、あとそれぞれ関係する同様のところの訂正をお願いするものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 調定額間違っただけで、調定額というのは3月31日

で決まっているわけじゃないですか。ですから、その出納閉鎖期間中に間違うということはありませんよね、調定額というのは。3月31日までしか調定というのは切れないんだから、だったらその伝票処理間違ったという話はないでしょう。調定額は3月31日で終わっているんだから、今は9月ですよ。6か月前の3月31日の調定額が間違ったというふうになるんですけど、そうするとですよ。そこはどうなるんですか。3月31日現在で間違ったということなんですか。そこをはっきりしてもらわないと困りますよ。3月31日以降に間違ったのか、3月31日が間違ったのか、調定というのは3月31日までしか切れないんだから、出納閉鎖期間中に調定額が変わるなんていうことはあり得ないですよ。それは。だから、3月31日で間違ったのか、そこは大切なことですよ、決算なんだから、これは。そこをちゃんと説明しないと私は理解できないんですけど。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

6,200円が歳入された段階で財務会計へ反映するための機械処理の漏れということでございます。調定そのものについては、行っておりますが、この機械処理についてのみ漏れてしまいましたので、このようなマイナス表示となったものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 機械処理が漏れたかどうかということが問題ではないわけですよ。川俣町は財務会計処理ということで全部電算でやっているわけでしょう。電算処理で初めて、電算処理したところで決済になっているわけじゃないですか。今の伝票システムというのは。違いますか。いや、機械処理だけが漏れたということはありませんでしょう。そのための財務会計システムなんでしょう。だから、それを3月31日でやったかどうかと私は聞いているんですよ。じゃ、なんのための財務会計システムで電算処理システムにしているんですか。パソコンのコンピュータのほうに入力するということは、課長、あるいは町長が、いわゆる決済権者が決裁をした時点で初めて決済というふうに入れるわけでしょう。機械処理が抜けていたら、それは会計全般に反映しないというのは当たり前のことですよ、それは。だけど、機械処理だけが抜けたという表現はあり得ないじゃないですか、その電算システム取っている限りは。じゃ、その電算機械処理抜けたものはあとでなんぼでもできるんだといったらば、3月31日の調定行為というのは全く無意味なことになるんですよ。分かっていますか、言っていること。皆さんが毎日やっている仕事のことですよ。電算処理が抜けたから、それはあとで5月だろうが6月だろうが9月だろうが10月だろうが反映できるんだといったら、何のための財務会計システムなんですか。おかしいじゃないですか、そんなこと言ったら。前になったときに同じこと言われたでしょう、議会で。だから、3月31日で調定したのかしないのかと言うことが重要な課題なんですよ。この問題というのは。そのところを理解しないで、ただ金額を合わせればいいという話はないでしょうということを言っている

んですよ。そこはどうなんですかと聞いているんですよ、私は。3月31日に確実に調定したんですか、しないんですかと聞いているんですよ。それをちゃんと財務会計へ反映しないとすれば、何で反映しないのかという問題じゃないですか。ほかのこともあり得るということになってしまうんですよ、このことだけじゃなくて、川俣町の財務会計は、じゃ。あとから間違ったらなんぼでも訂正すればいいというシステムがとれるとすれば、何を信用して審議をしたり、決算書類を見たらいいか分からないということになるじゃないですか、審議する立場でいえば。そのところを明確にしてくださいと私は言っているんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに議員お質しのとおり、財務会計処理というのは決済とか、もちろん連動しているわけですが、大変申し訳ございませんでしたが、本当に機械処理、財務会計上の処理というものを同時に、本来であれば同時に行わなければならないところを行うのを漏らしてしまったというか、その処理を行わなかったためにこういったことになってしまいましたので、本当に大変申し訳ございませんが、このような形で訂正の請求をお願いしたところでございます。（不規則発言あり）

ただいまのその調定につきましては、この財務会計上の処理はやっておりませんので、こういった形になったものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、この今の訂正請求について、今いろんな疑問は出ているんですが、とりあえず、今の当局からの訂正請求について、許可するかどうかを皆さんにお諮りしたいと思います。ご異議ありませんか。

菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 今の問題ね、その前にしているかしてないかも含めて、もう少しきちんとしたものを文書で議会に出していただかないと、これ採決も何も決めようないと思うんですよ。議長のほうでお取り計らい願いたい。

○議長（佐藤喜三郎君） そうでなくて、当局の方から訂正請求、とにかく訂正をしたいという請求が今出ているんです。これを許可するかしないかでありますので。訂正の問題は。（不規則発言あり）

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この説明について、3月31日に調定しているかしていないかというのが答えてないんだよね。してんのは、してんだよね。してないものを決算に反映できないでしょう。だから、これはちょっとこの中身を説明する、私はこれはあと訂正するときはちゃんと貼り付けてくださいよと言ったんだけど、議会に文書出して説明したいといって書類もあったはずだから、議運に出した。それを渡して納得できるようにちゃんと説明してもらいたいと思うんですよ。決算書の作成は基本的には会計室でやるということになっているはずなんで、会計室長がどういう考えしているんだか、まずお聞きしたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 会計室長。

会計管理者（佐藤修一君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

会計室長には、調定に関する審査権限は一切ございません。調定の通知を受けるということだけでございますので、その通知を受けたものをまとめたものは今回の決算書となつてございますので、ご理解をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで暫時休議いたします。

（午前 10 時 43 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後 3 時 13 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの審議中の件について、当局より撤回請求が出されましたので、ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

撤回 2 件、議案 1 件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、撤回 2 件、議案 1 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで追加日程の用紙を配付してください。

（議事日程第 4 号の配付）

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、追加日程第 2「議案第 55 号の訂正請求の撤回請求について」の件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、追加日程第 2「議案第 55 号の訂正請求の撤回請求について」を先に審議することに決定いたしました。

それでは、進めてまいります。追加日程第 2，議案第 56 号の訂正請求の撤回請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） まず、議案第 56 号につきまして、朝から撤回請求も含めて審議いただきながら、今回撤回をするということになりましたことにお詫び申し上げながら、説明を申し上げます。

議案第 56 号の訂正請求の撤回についてを申し上げます。

件名、議案第 56 号、平成 22 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正請求について、平成 23 年 9 月 8 日に提出いたしました平成 22 年度川俣町

一般会計歳入歳出決算書の一部に誤りがありましたので、先ほど提出いたしました議案の訂正請求の撤回いたしたく、請求するものであります。ご審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５６号の訂正請求の撤回請求についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５６号の訂正請求の撤回請求については、許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでお諮りいたします。

追加日程第３，議案第５６号の撤回請求についてを日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第３，議案第５６号の撤回請求についてを日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

町長から撤回理由の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 議案第５６号の撤回請求について申し上げます。

件名、議案第５６号、平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について、平成２３年９月８日に提出いたしました平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算書の一部に誤りがありましたので、議案の撤回をいたしたく請求するものであります。ご審議のうえ承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております追加日程第３，議案第５６号の撤回請求についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議事日程の追加を申し上げます。

議案の撤回請求は許可されましたので、本日の議事日程のうち、日程第３，議案第５６号「平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程を削除していただくようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

追加日程第4，議案第84号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第4，議案第84号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで決算書を配付願います。（決算書配付）

決算書の配布は、全議員お墨でしょうか。

それでは、追加日程第4，議案第84号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第84号のご提案の前に、今般撤回、再提案と大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

それではご提案もうしあげます。

議案第84号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。なお、質疑の際は、決算書等のページをお示しのうえ簡潔に要領よくお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番の高橋であります。何点かお聞きをしたいと思います。

成果の概要のほうでお聞きをしたいと思うんですが、まず2ページなんですけど、今般の決算によりまして、2ページの一番下に財調の話が載ってまして、国の補正予算による交付金を活用したことによって2億5,000万円の剰余ができた、こういうふうに書かれているのでありますが、私は、そういうふうに分かるのは誤りではないかと思うんです。というのは、3ページの一般会計歳入決算総括というところがありまして、その上に諸収入については、ふるさと市町村圏基金返還金1億1,138万1,000円が生じたことから総額9,300万円うんぬんこうなってますよね。ですから、2億5,000万円が残ったと、2億5,000万貯金があったと言っているけども、実際はこの1億1,000万円の金というのは、広域行政事務組合、いろいろ議論あったけど、解散したことによって返還してですよ、それが全然使われないで歳入に残ったわけですから、交付金活用したから金残ったという分式はいかななものかと、こういうふうには私は思うので、そのへんはどういうふうにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

それから、4ページに徴税の減額、大幅に載ってるんですけども、分析でも給与所得者数の減というようなことによって6,800万円減額になったと、こうなってるんですが、一方、53ページにはですね町税の調停額、収入額の状況というのがあって、真ん中の表に個人町民税というのがあって、この分析の

とおり、ここを見ますと川俣町の納税義務者数は、前年6,308人に対して5,738人と実に570人も減っているんですね。納税義務者が、91%だと、対前年比ね。こういうことで推移をしていくと、まあ、そのとおりにはいかないとしても、1割ずつ減っていったんでは10年したら払う人がいなくなってしまうくらいの、まあ、それだけ高齢化率が進んでいる、あるいは働く場所がないという、一般質問でも多くの議員が質問してますが、そういうことの表れがここに出ているんだと思うんですが、それについてどのようにやっていくのかという対策は何もないんだね。ただ、そうなったというだけの話なんで、そのへん町長はどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。どのようにこれを改善していくのかというのがないと、どんどん悪くなる一方でありますから。

それから、11ページ、地方債の現在高というのがここにあるんですが、この中で商工費、織物展示館等整備事業、0円、0円ですね。それから、土木費の公営住宅建設事業ほか0円、0円と、こう載っているんですが、何でこの0のものをわざわざここに載せておくんだか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

それから、17ページ、ここに文書法規管理事務というのがあって、去年も私質問したと思うんですけども、ここに条例規則等の制定廃止というのがありまして、廃止したものというのが規則1件、訓令1件、告示2件で全部で4件あるんですけども、これではただ件数だけなんで、去年も言ったんですけど、何を廃止したかというのを示してもらわないと、条例は議会に出てくるから分かりますけど、それ以外のものは行政当局でなんでもできるわけだから、是非何を廃止したんだかお知らせいただきたいと思います。

それから、20ページ、ここに情報公開費がありまして、不服決定等の状況に対して不開示5件に対して、不服申し立て1件というのがあるんですけども、この不服申し立てされました1件についての結果は、どういうふうになったのか。不服申し立てというのは、当然不服審査会で審査をして決定をすることになっているので、この結果はいかになったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、隣の21ページでは、特別交付税が1,500万円減ったという表が地方交付税交付金のところであるんですが、この減の要因についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、25ページにチャイルドシート貸し出し事業というのがございまして、年々この貸出件数が減っているということになっているんですが、老朽化したんで10台新しく買ったという話があるんですけど、子育て支援のことを考えれば、意外とこれもずっと借りている人は知っていて、口伝いでこうなっているんですけど、新しい人に対する広報というのはあんまりないと思うんですね。ですから、その例えば母子手帳とか、あるいは乳児健診とかあるんで、そういうときにやはりきっちり広報して、こういう制度がありますよということをお知らせをしてないのではないかと私は思っているんですけど、その辺の広報活動はどうなっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、31ページなんですけど、ここに市町村バス運行というのがありまして、1つは川高前山木屋線のところの運行回数のところがありまして、1日当たりの運行回数、その隣、運行日となっているんですけど、土曜と日曜と祝日と1月1日から1月3日しかやってないんだね、ここに運行日はね。これ本当に運行日で良いのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、その下に市町村バスの運送費用から運送収入があって、費用がいくらかかったかという表があるんですけども、その次の32ページには、デマンドタクシーについては、収支率出しているんだよ、ちゃんとね。負担内訳というところで、次のページの32ページの一番下に収支率を出して、福沢地区は17.7だ、山木屋は22.9だと、こうあるんですけども、こっちの市町村バスのほうは収支比率を出してないんで、収支比率はいくらになるのかお知らせいただきたいことと、これ町長に是非お聞きしたいんですけど、この35ページにねデマンドと市町村バスの話が一緒に載ってて、35ページのところに、いわゆる川俣町の総合交通対策体系の中で500万円、町の持ち出しが減ったんだというふうに書かれているね、この35ページの表でいうと。ですが、実際に31ページ、32ページを見る限り、投資したお金とあるいは利用人数とかと見えていきますと、お金は減ったというふうに書かれてますけど、本当に利便性が向上して良くなったのかということは私は非常に疑問があるんですね。ですから、もっと創意工夫をされないかと、せっかくお金をかけても実質は増にだんだん転嫁をしていくんじゃないかと。要は廃止路線になったから500万円浮いたというだけの話ですから、本当にそのお金、1,000万近い金、例えばですよ、川高前山木屋線は31ページでいうと町の持ち出しでいうと660万円ですね。更に次の32ページでいいますと、また700万円使っているわけですよ。デマンドタクシーで。だから足して1,300万円以上の金を使っているわけですよ。だから、1,300万円の金をかけるならもっと違う工夫ができたのではないかと私は思うんです。ほかの地区も同様であります、その辺ですね、今のままこの単に継続していくということではどうなんだと、町長の考え方、是非お聞きをしたいと、こういうふうに思います。

それから、37ページなんですけど、ここに各課のパソコンの話が載ってまして、全部で川俣町には162台あるんだと、こういうふうになっているんですね。そうすると職員数よりもはるかに多いパソコンが入っているんですけど、その効果たるやどうなのかと、毎日の事務処理にパソコンが必要なのもちろん私は分かるんですけど、ですが、それが効果的にどんどん使われているのかなという面が非常に疑問があるんで、パソコンの活用の方法について事務効率の向上という面から見てどうなのかというふうに私は思うんで、1人1台以上あるパソコンをもっと有効に活用すべきだと思うんですが、町長の考えはいかにと、こういうふうにお聞きをしておきたいと思います。

あとずっと後ろに飛びますが、220ページ、これも町長ですね、是非お考えいただきたいんですけど、ここに決算統計における収支の状況と仕様というのが載っ

ておりまして、前のほうの分析でも標準財政規模が伸びました。普通交付税も伸びましたと書かれているんですね。すると22年度の決算の標準財政規模は、大体どこに匹敵するかというと、平成14年に匹敵するんですね。交付税金額もほぼ平成14年に匹敵するわけです。平成14年の標準財政規模は37億、それに対して22年度は36億、交付税は25億、それに対して24億ということなんですね。一方、224ページを見ますと、今度は歳出の状況がありまして、ここも14年と22年を比べますと投資的経費というところを見ていただきたいのですが、繰越もあるんで18億というふうに22年度は伸びているんですね。でも、その間、古川町長になってからの投資的経費というのは、ずっと低いんですね。ずっと低いんですよ、15年度を除いてね。ですから、先ほど税收の話をしましたけど、その財政規模が大きくなって支出だけが大きくなった大きな要因は、投資的経費が伸びたから、22年度。でも、給与だとか雇用の場というのは1年で伸びるものではありませんから、ずっと町税は減額しっぱなしですよ。これでいいですよと223ページにあります、14年度12億、これが19年度で見ると若干伸びますが、今は11億を切るというような状況になっているということですね。ですから、その川俣町の雇用だとか、あるいはその個人町民所得をいかに伸ばしていくのかというふうに考えたときに、今、政権も替わって地方交付税もきっちり見られるようになってきて、そういった中でどういうふうに投資的経費を使って、投資的経費を投入していくのかということについて、町長がいかにお考えになっているのか、この決算から考えていることをお聞きをしておきたいと思います。

あとですね、監査委員の意見書、監査委員の方いないんで、代表監査委員いないからお聞きできないんですけど、監査委員の意見書の8ページなんですけど、ここに町税の不納欠損額の内訳という表が載ってるんですね。21年度の次は合計と書かれているんですね、ここにね。でも、そのような文書を読むと、多分この合計という欄が22年度なのかなと私はこの文書を読む限りは思うんですが、これ合計で間違いなのか、上は、一番上の文書でいくと調整の不納欠損処分状況は273の981件、2,514万4,000円と書かれているんですね。下の表を見ると合計の欄の981件でぴったし合うし、2,514万4,000円も合うんですね。これ合計でいいのか、22年度なのからお聞きをしておきたいと思うんですが。

それから、14ページも下側から3行目のところ、22年度決算の実質収支比率は2.9%となっていると書かれているんですが、町長からいただいた成果の概要もこの表に基づけば、4.8%だと私はこの表からは読めるんですけど、これも2.9で間違いなのかどうか、お知らせをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、納税義務者の減ってる対策であります。これについては議員ご承知のとおり、リーマンショック以来、非常に雇用の環境が厳しくなっております。そんな中

でこのような数字が出ているものと思っているんでありますけれども、しかし、そのためには臨時の雇用等も含めながら緊急雇用対策をやってきたわけでありまして、臨時とまた正規採用ということで大きな違いがありますので、私どもといたしましては、産業の振興、雇用の確保がなくては税収の収入はなかなか伸びないというように思っておりますので、雇用の確保のためにそれぞれの企業に雇用をお願いなど現実的に歩きながら、その確保に努めて、そしてまた、いわゆるいろいろと人員が例えば臨時、いろんな面で削減される時期がありました。それについても具体的には地元の社員については、とにかく残してほしいというようなこともお願いしながら、企業訪問をしてきた経緯があるわけでありまして、なかなか大変厳しい状況の中で、このようなことが出たんじゃないかと。しかも、給与も減額になっているという中で、この納税義務者の関係も私はできたと思っておりますので、やはりそういう面では働く場所の確保というのが私は大変大きな重要なことだと思っておりますので、このようなことを踏まえながら今後とも雇用の場の確保のための産業振興に取り組んでいかなければならないと、そんな思いでいるところでございます。

また、財政状況の中で、14年から比較して22年度の中で投資的経費は去年は伸びたけれども、その間伸びなかったということでありまして、確かに指摘のとおりであります。交付税も大幅に減額になってきておりますし、税収もなかなか伸びない中できたわけでありまして、なんぼでもやろうということでその厳しい行財政改革、議員もご承知のとおり取り組んできた結果、この財政基盤というものができてきたものと思っておりますが、その中でも町民の皆さんから要望される事業、要望内容等については、計画的なものでやっていこうということでやってきております。投資的経費を少しでも多く出したいという中でやってきているわけでありまして、今、それぞれの結果の中から見れば、金額から見ればこのような状況でありますけれども、私としては、この財政状況の中ではそれらの取り組みをしてきているんじゃないかと、そんな思いであります。特に去年は国の方の財政、景気回復の緊急経済対策が出されました。一昨年から。そのことについて積極的に取り組んで、おかげさまで学校の耐震も含めて大きな事業に取り組むこともできましたし、とにかく歳入を的確につかんで、そしてそれを本当に町民の皆さんに向かうようなことでの歳出のあり方を組んでいこうということでやってきておりますので、数字の中であることについては、我々もこういったことの決算状況をしつかりと見ながら、次の予算にそれを反映してやっていくということを基本にして考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに準備のできたか課長さんからどうぞ。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

成果の概要の20ページの不服申し立ての結果でございますが、川俣町情報公開審査会を3回ほど開催をして、結果が異議申し出人に対して行った不開示決定処分

は妥当という結果が出ております。

もう1点については、ちょっとお待ち願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 成果の概要の2ページから3ページの関係で、2ページの国の補正予算における交付金の活用をしたことなどにより、からまた3ページ、ふるさと市町村圏の返還金の関係でございますが、2ページにつきましては、交付金だけではなく活用したことなどによりというふうな表現でございましたので、そのふるさと市町村圏の返還金等もそういったことには関係しているというふうと考えております。

また、11ページの地方債現在高0の表示のところにつきましては、次年度からは0のところは掲載しないようにしていきたいと考えております。

以上で2点について答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに答弁準備。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

25ページのチャイルドシートでございますが、最近についていろいろ広報とかにも出してございませんでしたので、今後出していきたいというふうに思っております。

規則等の廃止でございますが、まず、川俣町工場立地促進条例施行規則の廃止でございます。17ページです。規則で川俣町工場立地促進条例施行規則。川俣町中小企業経営合理化資金融資制度利子補給金交付要綱の廃止。川俣町飯野町介護認定審査会共同設置規約の廃止。川俣町新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要領の廃止でございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 31ページの市町村バス運行費の中の川高前山木屋線の中の右側の運行期間の下の運行日の1月1日から1月3日につきましては、大変申し訳ございませんでしたが、運休日の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

また、特交の減額要因については、申し訳ございませんが、これから調査の上後ほど答弁をいたしたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、監査委員に対する質問なんですが、今日はどうしても代表監査委員の身内の不幸があったということで、欠席になっておりますので、答弁は今日は無理なので、後日回答をもらうということで了解願いたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） あとは答弁漏れないですか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、今、質問のほうが多岐にわたっておりますので、整理の都合もあると思いますので、ここで休憩したいと思います。再開は4時30分といたします。（午後4時16分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後４時３０分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁を受ける前にお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 成果の概要の２１ページの中の特別交付税の１５４万３,０００円の減額の要因ということでございましたが、これは主にこれまでがらんばる地方応援プログラムということで、平成１９年度から２１年度の３年間については、毎年３,０００万円ずつ加算交付をされておりましたが、２２年度からはそういったものがなくなったために減額となったものでございます。

続きまして、３１ページの一番下の率ですね、収支率といいますか、その割合、率でございますが、一番上の第２、３号から順にいきますと、６１．２％、すみません。じゃ、その次の第４号につきまして１９．４％、第５号につきましては１７．１％でございますが、第２、３号につきましては、もう一度精査の上ご答弁申し上げます。

続きまして、３５ページの関係のデマンドとか、そういった公共交通の運営の関係で、創意工夫が必要ではないかというふうなことでございましたが、この利便性向上ということにつきまして、平成２３年につきましては、小島飯坂地区の実証運行を行って、その検証を踏まえながら総合的に、全地区の運行状況も踏まえて総合的に判断をしていきたいと考えております。

あと続きまして、３７ページのパソコンの活用でございますが、これは職員と、また臨時職員の現在たくさん採用しているんですが、業務を進めるうえでは現在の段階ではもう必ず必要なものとなっておりますので、臨時職員も含めて有効に活用しているところでございます。

ただいまのデマンドの収支率につきましては、もう一度ご答弁申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁漏れはありませんか。高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） 再質問させていただきますけども、まず、町長ね、その何というか、この間、古川町長は、財政の健全化というのは、後のほうに指標、ありますよね。実質公債費とか何とか、経常収支比率とかいろいろありますから、それで財政の健全性というのはある程度誰が見ても第三者的にできると思うんですよ。でも、ずっと見てますと、私も議員になってから見てますと、何かその、財政調整基金残高が、多ければいいんだみたいなね、そういう財政運営の仕方というか、そういう考え方が町長をはじめ町全体というか、その執行当局に見られると思うんですよ。

本来は、そうではないですよ。よく私も研修に行きますと、40億の財調を持っているとか、隣村みたいに18億持っているとかと威張っている人がいますけど、それはおかしい話であって、納税負担というのは単年度収支が原則でやれと、こういうふうに言っているわけですから、当然その町民に返していく。なおかつ、町が今やらなければいけないのは、福祉対策はもちろんでありますね、これは地方自治法で。でも、その総合的な福祉の向上というものの中には、当然にして経済対策をやらなければ、さっきのように雇用の場を守るとか、給与所得を向上させるとか、企業で言えば収益率を上げていく、法人町民税がよくいっぱいは入って来るようにする。そういう経済対策も含めて今は地方分権の中では市町村が果たすべき大きな役割の1つになっているわけですよ。そのことがどのように認識されて、その予算を付けたり、あるいは財政運営をしようとしているのか。そこが見えてこないと私は思うんです。だから、いつも財調が年度末で増えればいいのかみたいな、そういう書き方というか、そういうとらえ方をなさっているのではないかな。その結果として、やるべきインフラの整備だとか、工業団地の造成だとか、住宅団地の造成だとか、そういったものが遅れているのではないかなと。今、その飯舘の人、川俣にいったい引っ越してきてますけども、川俣の町は何だって狭くないと、くねくねしてますねと、これ言われてますよ。みんなにね。ですから、それだけやはり公共のそれは川俣は遅れているわけですよ、本当に。近隣町村から見れば。昔から言われているように、川俣町に入ってくると、標識要らないと、道路悪くなったら川俣町だと思えばいいと、こう言われるくらい昔から言われているわけですから、そういった経済対策、公共インフラの整備も含めて経済対策について、どのように考えているのか。財調を増やせばいいと、私は財調が、財調なんていうのは緊急時にあればいいことの話でありますから、別にそんなに8億だ、10億だなんて貯めること自体が私は財政運営上は間違いだと、こういうふうに思っているんですけど、町長はどう思っているのか、その辺再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、17ページの条例を廃止した、合併したから川俣飯野のうんぬんかんぬんとか、これは分かるんだけど、告示のほうを廃止したのはね。分からないのは、工場立地とか利子補給も無くしたというんだけど、すべてその規則というあれは、訓令というのは、規則だけでできているものもありますけども、根本的には条例から移行しているのが多いですね。利子補給なんか特にそうですよね。そうしますと、条例は廃止してないんだけど、そういった補助金くれる、あるいは利子補給しますよという、そっちの要綱が廃止しました、規則廃止しましたという話でしょう、さっきの総務課長の答弁は。条例はどうなっているんですか。何のために外したんですか、ここを是非ご説明をいただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、31ページの公共交通の話ですけども、23年度やってから総合的に考えるんだと、こういうふうな話ですけども、デマンドタクシーは平均乗車率載っているのね。32ページみっとない。2人以上乗っているところはどこの地区もないんだ。これ1.75、1.96、1.5と載っているわけですよ。一方、その3

1 ページのほうの松川線、飯野線、山木屋線というのは、平均乗車率載っていないですね。ですから、総合的にその検討するんだということであれば、平均乗車率がなんぼなんぼとか、例えば今まで廃止してきた路線は平均乗車率が低いということで公共交通無くしてきたわけでしょう、川俣町は。ね、走らせている今の路線が今のやり方で良いか悪いかと考えるときには、当然に平均乗車率を出さなかったら比べようがないじゃないですか。従前のものと。ですから、この2号から5号まで平均乗車率はどうなっているのか、そういうことのデータを取ってなくて、23年度に総合検討するという話にはならないと思うんで、その平均乗車率はじゃどうなっているのかということを再度お聞きをしたいと思います。

それから、チャイルドシートの話ね、総務課長、今後は広報していきますということなんですけど、是非さっきも最初の質問で言ったけど、総務課だけで広報しますということではなくて、川俣町は総合行政やっているわけだから、保健センターだとか、保健福祉課だとか、そういうその乳幼児、これからチャイルドシートが必要になる世帯、親御さん、保護者に一番接しているのはどこかと言ったら保健センターに決まっているわけですよ。必ず母子手帳もらいに、届けに来るわけだから。そういうところにやっぱりきちっとした広報を一緒にすることによって、余計な財政負担もかけないし、あるいは川俣にはこれだけ子育て支援やっているんだと言うことが一番子どもを身ごもったときにきちっと分かるようにやはりやっておかないと私はまずいと思うんですよ。うちらほうはやってますと、いつもばらばらでこれやってるから、いつも町長に言うけど、隣の飯館よりすばらしいほどやってるのに、誰も町民そう思っていないというのは、皆さんの宣伝、やれば総合行政になってないからですよ。おらはチャイルドシート貸し出せばいいんだというだけの頭でやっているからそういうことになるんだと私は思うんです。ですから、そういうところを是非総務課長、そういう広報するというんであれば、連携を強化していくという、どういう広報の仕方をするのか、そういうことも是非お聞きをしたいと思います。

最後というか、言っておきたいんだけど、決算議会なんだから、何の資料も持ってこないで答弁しましょうという、その皆さんのね、各課長の態勢に私は問題があると思う。決算議会だから、何聞かれるか分からないじゃないですか、私は時間がないから端折ってこれ聞いたけども、もっと聞きたいことがありますよ、ほんとは。何の資料も持ってこないで議員と同じものを持ってきて答弁に臨むような態度だから、間違いもするし、ろくな答弁もできないんですよ。その辺を町長、きっちり各課長に指導してもらいたいと思うんだけど、その辺町長のこれからの構え、各課長に対する指導、どういうふうにするんだか、お聞きをします。以上。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

まず、第1点目でありますけれども、財調の考え方につきましては、私もそうだと思います。18億貯めようが20億貯めようが、今の時代に生かしていかなくてはできないと思います。ですから、私は、今回10億になってます。しかし、

今現在、もう５億９９でありますから、決してそれを貯めるためにと考えておりませんので、その点をまずご理解いただきたいことが１つあります。

また、質問ありましたように、インフラ整備につきましても、とにかく町民の皆さんからは、議会からも請願が出ておりますし、そういったことをしっかり受け止めて、やはり的確に優先順位を付けながらやっていこうというふうに考えておりますので、これから２２年度の反省を踏まえ、ただいまこのような状況になっておりますので、遅れているところがあるかもしれません。しかし、とにかく早くやろうというようなことを、皆さんの期待に応える、やっていくことでありますので、１つご理解を賜りたいと思います。

また、今の結びでありますけれども、そのとおりで、我々も慣れじゃなくて、議会については今、いろいろと質問いただいて、裏付け資料がありますから、そういったものをしっかりと確認してみるということがこれは大事だと思います。そのことについても今後徹底を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、その前に総合行政の話も出されました。今まで何度か議員とも議論しておりますけれども、全く宣伝が下手じゃないかと、今回のように質問ありましたけれども、そのことで一部手直しといいますか、子どものいろんなことについても冊子も作りましたが、作っただけで、町長、だめだよと言われてもおります。そういったことも含めながら総合的な面でも、職員の持っている面もどんどん発揮できるような環境づくりに努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

チャイルドシートのことでございますが、まず、川俣町のホームページに出してございます。ただ、議員お質しのとおり、町民税務課の窓口、保健福祉課の窓口等々の連携を図りながら広報していくように今後していきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

規則の廃止の問題であります。川俣町工場立地促進条例施行規則を廃止することで廃止をさせていただきました。これは平成９年に出来た規則でございますが、この本文となる川俣町工場立地条例が期限的な部分で廃止になっておりまして、この規則の分だけ残っていたということで、廃止をまずさせていただきました。

あと、中小企業の合理化資金の融資制度、利子補給交付金交付要綱でございますけれども、これは平成１４年から平成１８年までということでの期限付きの部分でありましたので、まずこれは廃止をさせていただきまして、今現在、同じような交付要綱に基づいて実施をしているものについては、今現在、まだ交付要綱として残っているということで、期限的な部分で定めがあったものについて廃止をさせていただいたところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの市町村バス運行費の中の一番下の欄の割合でございましたが、第2号、3号につきまして61.2%と申しあげましたところ、それを再度確認してまいりましたが、誤りはなく61.2%でございました。また、その平均乗車率につきましては、ただいま調査をしておりますので、後ほどまたご答弁差し上げたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 最後ですのであれなんですけど、要はあれなんでしょう、その17ページの件ですけど、廃止するのを忘れていたということですよ。だから、素直にそう答弁してもらえばいいといいと思うんですよ。それをそのあたかもなんか今廃止するのが当たり前だみたいに答弁されるとまずいと思うんですね。ですから、要は利子補給条例でいえば2つあって、どっち使ったらいいかほんとは分からなかったという状態にずっと18年からなっていたということでしょう、今の話を聞いたら。ですから、そのいわゆる答弁を簡潔明瞭にと議長、いつも言っているんだから、これは廃止するのを忘れていたから今回やったんですということで、こういうものを廃止しましたと言ってもらえばいいと思うんで、是非今後そういうふうに答弁お願いしたいなと思います。

それから、市町村バスの件ですけど、平均乗車率はこれから調査するんだからいいんですけど、要はそういったものを調査してないで、公共交通、これから見直すんですなんて答弁するからおかしいんです。私から言わせれば。そこも分からなくて見直ししようないじゃないですかと私は言いたい。平均乗車率が低いから廃止しますと一方は毎年毎年2つも3つも無くしてきてですよ、この間。新しく作ったところは平均乗車率分からないんだけど、運行しているんだという話でしょう。今の話だと。だから、効果的かどうかなんていうのは誰も言えないじゃないですか。それでは。ですから、なにも乗車率はあと調べてもらって、議会終わってからで結構ですから、答弁は求めないけど、そういうことをきっちりやっておかないで、政策でございます。新しく対策打ちましたなんていう話はある得ないですよ。ですから、質問しなかったけど、地デジ対応の話もそうでしょう。45ページに載っているけど、いいですか、45ページに地デジ放送移行支援事業、地上デジタル放送確認サービス、何て書かれているか。不安解消や事前の対策のスムーズに行うことができるようにサービスを行ったと。何サービスしたんですかという、デジタルチューナー貸し出しサービス、1回だけと書かれているんだよ、これ。サービス行ったと言えるんですか、これ1回しかやってないのに。だから、要は検証してないということをお願いなんです、私は。皆さんが。実際に担当している皆さんが。だから、そういうものはきっちり検証して何のためにやっているのかと、町民サービスのためにやってるんですから、町民が本当にその事業によって成果があったのかないのかという視点で見なくちゃいけないわけでしょう。書くときだって。1回しかやってない、あるいは平均乗車率が低いといったら、その事業は失敗だというこ

とじゃないですか、基本的には。だから見直しが必要だということになるわけじゃないですか。それを２３年度まで待つてやるからやんだということ自体が税金の無駄遣いではないですか、俗に言われる。ですから、データ取ってないからそういうことを平気で言えるんですよ。そのことを十分反省していただきたいんだと。だから、２３年度見直すと言っているけど、そういうデータも含めてきっちり出して、議員も、地域住民も、運行业者、委託している運行业者さんも含めて納得できるもののデータの上で議論していただきたいと、こういうことを申し上げておきたいと思います。答弁はできればしてください。そういう気持ちでやるかどうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） １番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

デマンド、あるいは市町村のバスですが、これは新たな取り組みでやっておりますから、しっかりと需要と供給の関係、また具体的に廃止と新設した路線との関係も、平均乗車率については言われるとおりでありますので、これはデータあるはずだと私も思っておりますが、ここに示されなくて申し訳なく思っております。そういったことをしっかりとデータもとらえながら見直しするものは見直していくという、そういう日ごろの行政の執行体制について再確認しながら取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○９番（新関善三君） ２２年度の決算の内容でございますが、ここに川俣町の各会計決算及び各基金の運用状況審査の意見書、監査委員のほうから出ているわけでございますけれども、この中で１４ページ、不用額の状況等の一覧表が載っております。これを見ますと、２番目の総務費が不用額が１億３,６２６万１,０００円というふうな多大な金額が不用になっているわけございまして、なおかつ、合計いたしますと２億９,３１３万４,０００円ということになってございます。これら総務費の不用額等々についてのこういった多大な金額が出たということは、予算の組み方、あるいは執行年度内にこういった変化があつて、このような金額になっているのか。あるいは最終的に合計いたしますと２億９,３００万円でございしますが、ひいてはこれが最終的な川俣町の実質収支に関する調書との数字の差はどういったことで発生するのか、これは丸々予算で余してあるのであれば実質的収支の計上額等につきましても、歳入歳出差引額が２億７,６８８万５,０００円でございますけれども、この金額では２億９,３１３万４,０００円というふうな金額の相違は、どういった計算の式の下に差が出てまいるのかということについて質問をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、まず決算書の実質収支の関係でございますが、この実質収支に関する調書につきましては、まず歳入総額が実際に収入のあったものと、あと歳出総額が実際に支出のあったもので、それらを差し引きしまして実質収支額２億７８０万２,０００円となりまして、その２分の１を

自治法の規定に基づいて繰り入れというものでございまして、また、先ほどの不用額につきましては、予算に対する支出額を引いた残りの不用額でございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そのぐらいのことは、質問する前にこちらで分かってございますので、そのことにふれたわけではございません。要するに92ページを開いていただきますと一目瞭然に分かるわけですが、こっちの決算書の。失礼しました。決算書の92ページをお開きいただきたいと思います。ここには情報管理費の不用額が1億2,326万1,000円となっておりますが、細目を見ていきますと、15番の工事請負費、これが不用額が1億1,600万円というような多大な金額が計上されておるわけでございますので、これらこの工事費はどういったことでの工事費の不用額が発生しているのか等について質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、また大変申し訳ございませんが、ただいま調査をしてからご回答申し上げたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） じゃ、新関議員、ちょっと保留にしておいてください。今、ほかの質問受けますので。

それでは、遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 1つは、基本的な問題ですが、それは決算書の15ページに町民税、あとは固定資産税が6,537万2,954円の収入未済額が出ているんですが、この未済額がこれほど出たという要因はどのようなふうにつかんでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

それと同じように24ページに保育園の保護者負担金が137万1,600円の収入未済額が出てるんで、これ保育園の場合ですといろいろの福祉政策の中での救済もあらうとは思われるんですが、どういうことでこの収入未済額が発生したのか。

それから、176ページで原子力広報安全対策普及事業費25万5,980円が載っているわけですが、これはこの問題がいわゆる今、川俣が苦しんでいる根本原因の要因になっているんですね。この原子力は安全なんだと、何も心配ないんだという広報をずっと続けてきたんですね。今年度の予算からやっとこの広報安全費が予算に計上されなくなったわけですが、ということは、これまで川俣町が原子力は安全なんだと広報してきた、この反省に立たないと今後の川俣の今置かれている立場を打開する道は開かれないだろうと私は思うんですよ。そういう点であえて私はこういう問題取り上げているというのは、私たち日本共産党は、原子力の設置の時点から一貫してトイレのないマンションのようなものは造るべきではないと主張してきた立場があるわけですが、町としてはこの安全対策を町民に広げてきたという責任はあるだろうと。この反省をやはりきちっとしておく必要があるだろうと思うんで、反省する考えないんだというだったらそれで結構ですが、その辺のことについてお尋ねしておきたいと思います。

それから、１７８ページに織物展示館からりこ館運營業務委託料があるんですが、９６５万４，７２９円の委託料、これ織物会館のほうになんか委託してるんだと思うんですが、この内訳を金額だけは成果の概要にも載っているんですが、なぜこの９６４万円もの委託料になるのか。例えば織物会館から人が派遣されているのは１人ですよ。それも半日ですか、厳密には私は就業の契約の内容も何も分からないんで、この契約内容について教えていただきたいと思うんですよ。ほとんどの場合、いつ行ってもいけませんからね。こういう形でこれほどの委託料を払っているとすればその内容を教えていただきたい。

それから、１３６ページに戻るようになると思うんですが、社会福祉協議会、いわゆる成果の概要で見てもらった方が分かりやすいと思うのですが、成果の概要の８９ページに、川俣町の避難者の問題、東日本大震災による避難者の一覧表が載っているんですが、この中身を私も何回見ても他の町村の人だけなんですよね。あの震災のときに大作団地を中心として地滑りがあって、いきいき荘に最大で大体８０人ぐらい避難したんですよ。ところが、あそこにはほとんど町の支援はなかったんです。私の記憶では町の職員２人だけは名前も分かりますが、来たのは見ているんですが、あと一切皆無ですよ。これは社会福祉協議会に全部任せるからということで、災害対策本部のほうでも手も出さない、おにぎりも届かないぐらいの状態が続いたりしたんですよ。私は、だから災害対策本部に来て頭さきて文句言ったことあるんですが、誰から給料もらってやってんだと、あそこで暴れたことあるんですが、こういう事態が起こっている。町民の８０人も人が避難している。ここにきちんとした手だてが打たれなかったという事実なんです。その事実が成果の概要に他の町村は、いってみれば保健センターには１８人入りましたよというところまで浪江や南相馬が富田幼稚園に１５人入りましたよというところまで書いてあるのにもかかわらず、川俣の町民の避難所の実態については何ら反映されてない。どこに書かれているのか教えていただきたいし、なぜこういう結果になったのかについても教えていただきたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。？

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁を申し上げます。

はじめに、決算書の２４ページ、児童福祉費負担金の保育園の保育料の収入未済額１３７万２，６００円でございますが、基本的に計数等を申し上げますと、現年度分が５名で２５万４，５００円でございます。過年度分が７名で１１１万７，１００円、合わせまして１３７万１，６００円となった数字でございます。過年度分の保育料につきましては、それぞれ既に保育園を卒園されて保護者の方々が町外に転出されている方がほとんどでございます。この間、連絡先を確認するとともに、臨戸徴収及び訪問する中で具体的には保育料のお支払いについてご相談をしているところでございます。基本的には計画的な納入についてお願いをしているところでございます。なお、現年度分の合計につきましても、同様にただいま２２年度分でございますので、計画的な納入についてご相談、そして納入相談等について具体的

にお話しをさせていただいております。加えまして、保育料につきましては、月数
が経つとかなりの金額になりますので、1 か月、2 か月遅れないように随時保護者
の方と緊密な連絡をとりながら、納入方法等、遅れのないように努めるところでご
ざいますが、このような金額とならないように、今後とも滞納の少なくなるように
努めてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

議員お質しの件、決算書15ページ、16ページ、歳入の款の1町税、収入未済
額、項の1町民税で申しますと、収入未済額が4,123万100円ということ
であるけれども、そのような数字に出てきた背景についてのお質しかと存じます。税
の徴収させていただいておりますが、私どもが思うに、やはり納税者の方々の厳し
い経済状況、家計の状況などから納税についてはお願いをいたしてまいりましたけ
れども、結果としてこのような収入未済の数字が計上せざるを得なかったと、結果
として出てきたということでご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

まず、原子力安全広報でありますけれども、今年は予算化をいたしませんでした。
この内容もよく吟味しているんですけれども、安全神話といいますか、安全の広報
ということの内容についても、内容はなかなかないんじゃないかというようなこと
ですね、今回からやらなくしたことでありまして、そのことでご理解を賜りたいと
思います。

もう1点の、いわゆる今回の東日本大震災の被害の関係でありますけれども、い
きいき荘の件であります、これは私も80人ほどと思っております。私も夜行っ
たし、次の日も行ったんでありますけれども、あそこには町の方で毛布の手配とか、
必要なものはだいぶやりました。ですから、3時だと思いますが、災害対策本部を
立ち上げて、第1点目は、この大作でした。町内のやつでした。次の日の午後、朝
電話来て、このやったんでありますが、ですから、あの日は夜寝ないでうちのほう
の担当のほうはやっていたと私は記憶しております。いろいろ被災者の方々、特に
体が悪くて、家の中にいたにもかかわらず、何とか助かったというようなことで、
皆さん本当にいきいき荘に80名くらいいたと思うのでありますが、対応してきた
と思っております。そのあとの食事町の方でやってきているんです。このほか
にはいわゆる車の中の皆さんにも、車の中って変ですが、車で生活といいますか、
避難されておりました。あとは道の駅の駐車場ですね、そういったところもありま
したし、あと済生会のほうにも医療関係で来られた方々もおりましたので、あとあ
の町内に民間の方でもそれぞれの関係者が10名来られたとか、15名とかありま
したので、そういったことについての今回記載されていないことについては、総合
的な判断がないんじゃないかという指摘も受ける面もあるかと思っておりますけれども、

町のほうで直接町のほうのことということで載せた経緯がございましたので、決して私ども社協関係、あるいはまたただいま申し上げましたことについて把握しない、また対応しないということではなかったわけでありますので、議員もいつも来ていただいて見ていただいて、足りないところいろいろアドバイスを受けたわけですが、そういうことでやってきておりますので、ご理解を賜りたいと思います。ただ、この中に記載をしなかったことについては、今後あの、先ほどもこの決算の概要についての記載の仕方ですね、いろいろ指摘を受けております。こういった面では内容の充実を図って、やったことについてはしっかりと広報といいますか、知らせていくということの姿勢に立って取り組みたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

178ページの織物展示館等の委託の中身でございますが、まず人件費という大きな部分と、あと事務諸経費という部分と、企画展の事業費ということで3つの部分の大きく分けて契約のほうをしてございます。人件費につきましては、常時職員ということで1名、あとは普通指導員という方々になりますが、これは織物展示館又は体験館のほうで教室を開催しております。そういう開催をしたときに指導員という形で入っていただいている方々の分の人件費でございます。あと事務諸経費等につきましては、コピー、あとは郵便料、電話料、保険料、NHKの受信料、消耗品等々という中身となっております。あと企画展事業につきましては、年4回企画展を開催するという中身になっておりまして、その企画展に係わるいろんな旅費関係、郵便料、消耗品、看板、あとは企画展の装飾等ということで、この大きくは3つにわけて委託をした中身となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は以上ですね。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町民税については、確かに4,123万100円の未済額、固定資産税が非常に多いんですね。6,500万円という点がね。これらは結局課長の答えだと、家計の状態が悪化してきているんじゃないかということなんですが、例えばですね、これは町民の暮らしは非常に悪化していることは確かだと思うんですよ。だって、例えば臨時職員として町が採用している、してもらっている給料よりも生活保護もらったほうが多いんじゃないかと思うような事態が今起こっているんですね、現にね。こういう事態の中で本当に順当に税務の徴収ができるのかどうなのかということぐらい日本は私は今心配しているんですね。だから、私たちは、とにかくこれ以上の増税はやるべきではないんだと主張せざるを得ないんですが、こういう実態で本当に払ってもらえるのかどうなのか、この辺の実態はどういうふうにつかんでおられるのか、相当税務課としてはそう強力な差し押さえやなんかというのもしられているようではありますが、それでもこういうふうな事態が起こっているという、これに対してじゃ、町としてはどういう対応をとろうとしておられるのか。あと、保育料の関係で見ますと、支払えないという事態の中で、過年度分に

については町外に出て行っちゃったというふうなこと、結局、保育料払えないままにこの町を去っちゃったということになると、恐らくこれなかなか大変でしょうね。子育てしながら今までの滞納を払っていくというのは、実態としては大変なんじゃないかと。福祉行政という面での、まあ、極端なことをいえば保育料については生活が大変だというのは無料にする手だてやなんかもあるんだろうと思うんで、そういう手だてが十分に取られているのかどうなのか、その辺のことについてもお聞きしておきたいと思うんです。

それから、東日本大震災の避難の問題なんですけど、確かに町長もいきいき荘なんかも見ておられることについては分かりますが、ただ、常に町長は口を開けば、川俣町は6,000人もの避難者を受け入れたんだと、これは大変だったんだとおっしゃっているんですね。けども、川俣町の町が果たさなければならない根本は、住民の福祉と暮らしをどう守るかという観点だと思うんですね。これは他から来たから構ねでおいていいってわけじゃないですよ、私は。けども、まず第1番目に手を打たなくちゃならないのは住民の福祉と暮らしですね。これは地方自治法上からいけば明確なんですね。けども、決算の成果の概要なんかの中には、住民の暮らしを守りましたという、この震災の中で。大震災の中で住民の暮らしを守りましたということが1行もないんですね。これも異常じゃないかと私は思うんですよ。他の町民の暮らしを守るためにこれだけやりましたという成果の概要に出しておいて、80人ぐらいですよ、最高で多分80人だと私、記憶しているんですが、こういう住民の暮らしをどう守ったのかが予算的な裏付けやなんかも含めてずっと見てみたのですが、1行もないんですね。どこかに書いてあれば教えていただきたいのですが、これはね、町のやっぱり住民に対する目線というか、町の果たすべき役割はどこにあるのかという、この点がちょっと狂っているんじゃないかと思えてならないんですよ。その点で私はあえてこの問題を指摘したんですが、やはりどんな支えなことであっても住民の暮らしをどう守っていくかということがあればね、決算の中から漏れちゃうなんかいうことはあってはならないことではないかと思うんで、その辺のなぜ漏れたのか、なぜこういう事態が起こったのかについて聞いておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ご答弁も申し上げます。

避難のほうの関係でありますけれども、町は住民の目線で大優先にいたしておりました。この80名の方の次の日の確認しながら家に戻れる方、戻れない方、戻れない方の内訳ですね、それを見て、そしてまたいわゆるあそこは緊急避難先でありましたから、この後の避難、避難といいますか、行くところについては全部確認して対応してきておりますので、決して町でよそばかりやってじゃなくて、あそこを最優先に私はやってきた思いでいます。ですから、いろいろこれらに当たってあそこは早く出て行けとか、そんなことをいったこともありませんし、あそこはあそこで町の皆さん方の避難ですよということで、あそこは確保しなくちゃならないと

いうことで確保したんです。ですから、今議員お質しのそういったものを出すべきじゃないかということで、私もそれは理解、そのことについてですね。ただ、先ほど申し上げましたように、その報告の仕方で町の施設といいますか、あそこは社協ということでお願いして、社協の皆さんも会長をはじめ職員みんなして一生懸命本当にやっていただきました。彼らもいろいろやってくれたんです。うちの方からも行ってやりましたが、本当にやっていただきました。そういうことですね、決して町民の災害対策をおろそかにしたということで、特に避難しなくちゃならないときにおろそかにしたという思いは私は持っていないんです。かなりいいですか、とにかく一生懸命取り組んだと、そんな考えでございました。ただ、至らない点があって、こういった報告の中でも足りない面があったことについては申し訳なく思うんですが、今回そのようなご指摘もございますので、今後そういうようなことの内容にしっかりと目線は町民ですよということを忘れず対応していく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

保育園の保育料でございますが、議員ご承知のように、保育料につきましては保護者等の収入に応じて負担金という形で納めていただいております。このように過年度分、現年度分の方々の滞納がございますけれども、それぞれ諸事情はございますが、少しずつでもいいということで、この間少しずつ減ってきてはございます。無理にどうのこうのございませんですが、それぞれ納入計画をしていただく中でそれぞれ保護者の皆様方も納入意思はございますので、そういった形の中で少しずつでも納めていただくということで考えております。基本的には保育園は児童福祉施設でございますので、それぞれ保護者の諸事情を踏まえながら今後とも対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

議員お質しのような納税というか、納税者の方々への対応というふうなご質問でございますが、その前に固定資産税についてのお質しがございましたけれども、こちらにつきましての、いわゆるその収入未済の状況を若干申し上げますと、そのいわゆる納税義務者の方のその実態が定かでないものも昨今、増えてきております。例えば相続放棄などによるものもあるということをご理解をいただきたいと思います。また、これらの方々の対応といたしましては、当然私も徴税吏員として与えられた権限を行使をさせていただきながら、また、納税者のご相談にも当然応じさせていただきながら職務に当たらせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町長ね、この私は、結局いきいき荘に避難した人たちのことを川俣町では放置しておいたというだけの問題で言っているんじゃないんですよ。決算という資料、大震災ということでちゃんと項目をこうしておきながら、町民に

対する救援は何もないという、なぜこういうことが起こったのかという、この決算の資料のまとめ方を1つはお聞きしておきたいと思うんです。これは普通では考えられないことでしょう。例えば水害が起こって80人もどこかに避難した何かあったら、これに対してちゃんと項目を起こさないなんていうことはあり得ないことでしょう。だけでも、こういう我が命にかかわる問題が決算の資料の中にも出てこないという、これでいいのかということなんです。恐らくいいとは思ってないんだと思うんですね。何らかの事情でふれられなかったんだと思うんです。なぜこういうことがおこんだいということをお聞きしたいんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど申し上げましたけれども、これは社会福祉協議会のほうの管理の中ということで、今回のこの決算の中ではそういうことの中で対応したというようなことの経緯がありましたので、今質問もありましたように、その場所はいきいき荘、社協でありますから、そういうことで、ただ抜けておることについては私どもの対応の仕方が、私もそれはいいと思っていないんでありまして、今後こういうことのないようにしていきたい。いわれる意味を十分我々も、私自身も分かっておりますので、これでいいとは思っておりませんので、これから大事なことでありますから、このようなことのないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで新関議員の答弁をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの新関議員の決算書92ページの不用額の1億1,659万9,050円の関係でございますが、これは川俣町光ファイバ通信網整備工事費の残額が約9,300万円ほどあったものでございますけれども、本来ですと早い時期にきちっと数量等を整理しながら対応すべきところでありましたが、現場によってはケーブルの設置関係についてなかなか調整等もございまして、その数量の把握に大変時間を要したこともございまして、こうした事態になってしまいましたが、今後においては早い時期に整理できるように努めてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 数字は1億1,600万円ですが、今、光ファイバのちゃんと工事を終わった段階で9,300万円ということでございますが、9,300万円と1億1,600万円では根本的に数字が合わないわけですので、それらやはり質問した内容等々については、その数字に合うような1つ答弁をいただきたいということと、やはりこういった決算時点までこういった多大な金額が修正、補正をされない、修正をされないということ等については、現在行っております財務会計システム、前段でもあれほどの長時間休議されたわけでございますが、それぞれの担当部署では月末帳票は点検し、何が不足し、何多くなっているのかぐらいは常に点検する必要があるんじゃないかという、そういう点検、完全に点検しないこういった事態の起こる最大の要因ではないかというふうなことでございますので、今のシス

テム上、こういった事例が発生するということは、どこに欠陥があって、どこで掌握しなければならないかということ再度この項に関しまして明確にお答えいただきたい。付け加えますと、月末だけでなく、決算時点での帳票の歳入歳出の調製の点検もやれば、一目瞭然に一覧表の中には出てくるわけですので、そういったことの点検のミスもあったのではないかというような気がするわけですので、そういった再点検システムの流れ等についてもお答えをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の中のその会計システムの流れの部分でございますが、それぞれ補正時におきまして関係各課に通知をしているのが企画財政課のほうでございます。企画財政課のほうで通知をする段階でも内容の予算の執行状況の精査をするようなことでやっておりますので、これは当該課に任せることだけでなく、企画財政課のほうとしてもそういった内容の状況の把握に努めながら、こういった問題、問題といいますか、その執行状況の確認を行いながら今後とも対応してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

新関議員、3回終わった。2回、3回目回。今。

○9番（新関善三君） だって、まだ回答されてない内容があるんで、その金額的な調整は、やはり質問したらばその金額にあったようなお答えをいただきたいということを質問してあるわけなんです、それらに一切触れてないんで、そういったこと等についても答弁。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで休憩いたします。再開は5時50分といたします。（午後5時35分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後5時50分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、答弁を求めます。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの残額1億1,659万9,050円の内訳でございますが、まず伝送路整備工事費の残が9,306万7,800円、あともう1つございまして、携帯電話通信エリア整備事業で、これは4期分の工事費でございますが、その残が2,353万1,250円で、合わせて1億1,659万9,050円となるものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 7番 昆でございます。成果の概要の11ページ、地方債につきまして、先ほど1番議員が財調は残せばいいというものではなく、町民のためになるべく使うべきだということは、私も決算の度に町長に申し上げてきましたが、私はその反面で、この中の臨時財政対策債、これに関しては熟知たるものがござい。これが毎年積み上がってくることに對して熟知たる思いがあるわけですが、

今から10年以上前かな。初めて臨時財政対策債が国の方針とはいえ、入ってきたときに、私は当時の企財課長に、これは財政のモラルハザードではないかというようなことで、かみついた経緯がございます。これは明らかに本当はあるべき姿ではないと今でも私は思っております。ただ、これが臨時的、やむを得ないことと思ってきたのが10年以上続いて、今現在、約24億近くに積み上がっているんですね。これの中には減税補てん債などもありますけれども、50%、町債の50%近く占めるようになってしまっているということに対して、これは国の方針で本町だけではなく、どこも似たような状況かもしれないと思いますが、私はやはり自分が議員になってこれまで、これに対していつも熟知たる思いを抱いてきましたが、これに関して町長の認識はどのようなものか伺いさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁いたします。

昆議員もこれは同じ借金ではないですかということですね、お話を聞いたことがありますけれども、この臨時財政対策債については、これは交付税に組み入れるべきだというような要望をしております。しかし、国の方では国の方の財政状況の中で臨財債が現在もこれが使われているのでありまして、これは交付税で償還のやつを見るということでもありますから、私どもといたしましては、この起債の中でも臨時財政対策債は目的ごとでありますけれども、使いやすいというようなことの認識をもって町の借金については臨財債というようなことで、これらも取り組んでいるところでございます。ですから、これが財政を圧迫しないということはもちろんであります。これが国の方の地方財政を支援する1つの対策として打ち出していることでありますから、我々もそれについては使える範囲はこれを活用して、町民福祉の向上に努める業務に充てていきたいということで、現在も臨財債については最大に使えるものは使おうというようなことで考えてやっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） ありがとうございます。こういう町長も私も同じ認識でやむを得ない、町民のためにはやむを得ないということなんです。私はもう文句言いたいのは、やはりこれは国に対してであって、これは国が借金した上で交付税としてくだされば文句はないわけですけど、国が借金もうできないから、町でもそういう形で借金してくれと。あとその分は後年度で必ず交付税に加算してやりますからと言ったんですけど、いや、いくらか加算してきていると言っても、毎年結局借りる方が多くて返す分の交付税が足りないから、昨年度だって2億5,000万円くらい積み上がってきているわけですよ。これは私はここからしか言えないから、国に届けと思う気持ちで申し上げますけど、町においてもやはりこれは交付税の先食いが常態化しているわけで、私は次のここで生きていこうとしている次の世代に、非常に申し訳ないなというふうに思っております。この件に関して町長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） これについては、まず交付税のほうに組み入れるべきだと、交付税化するべきだという要望をこれからも町の町村会、全国町村会を通じて要望していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。斎藤博美君。

○6番（斎藤博美君） 1点、やらせていただきたいと思います。

この決算の全般にわたってのことなんですが、需用費というのが節の中にありますね。この需用費の中には細節というんですか、その小さい項目に燃料費というのがあるんですね。光熱水費というんですか。これが年間2億2,094万1,000円、3.1%を示しているわけでございます。全体で。それが需用費の全体ね。それでその中の燃料費なんですが、燃料費は灯油、ガス、ガソリン等があるわけでございます。そこでこのガソリンにすれば車相当な台数あるわけでございます。価格の業者の設定と、この燃料に対して。価格の決め方、また期間はどの期間決めているのかお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 町内のそれぞれ業者さんがおります。そちらのほうからの見積もりで、県の方の単価に合わせて、これはガソリンとか灯油とか皆決まっているんですね。県庁の価格の。その中で町内の業者がそれを受けて全部見積もりをいただいて入札をしてやっているということでもあります。

○議長（佐藤喜三郎君） 斎藤博美君。

○6番（斎藤博美君） 今の町長の答弁は、ちょっと理解できないのですが、あのですね、例えば広域行政の場合、どういう単価の決め方をしているかということ、県で示されたものでは全くありません。業者を何社か設定して、その中で競争入札ですね。それで期間は3か月でございます。燃料というのはもう本当に1年間同じということはありません。それで、そして変動もありますので、3月、まあ当初ですか、4月から1年間を通すというのは、ちょっと私は納得できないのですが、もう一度聞きたいのですが、業者は当然町内の業者だと思うんですが、大体平均に使うのは当然だと思うんです。何業者もありますので。そのことをもう少し詳しくお答えください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの燃料代の関係でございますが、石油商組合の川俣班の中で入札を行いまして、3か月ごとくらいですけど、あとまた大きな変動があった際も同様ですが、やはり安い市場価格といいますか、安くなった場合はそれなりの価格に合わせるような形でやっているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 斎藤博美君。

○6番（斎藤博美君） 本当に決まった値段でそのままやるというのは、本当に理解できないわけで、今の答弁だと少しく理解はできるんですが、それではガスの件を

ちょっと見てみたいと思うんです。鶴沢公民館で使っているのは、多分主にガスだ
と思うんですね。あそこは何回も使っているというのか、使用が多いようでかなり
の額になりますね。112万、年間ですね112万6,000円ですね。これ1年
間で使っております。ガス代です。これですね、私の知るところによりますと、業
者は1社なんですね。これを112万6,000円、10年間ぐらい買っております
ので、トータルすると1,000万円超すんですね。そいつをこう1社で納めて
いるはずなんです。私の知るところでは。こういうことはどうかなと私は思うん
です。よく調べてみますと、このガスの入れるタンクが業者の名前が書かっている
んですね。それだから1社にしか入れられないのかなと私は思っているんです。これ
ではガスは1社でもありません。いろいろな入札競争もできますので、そこら辺で
これで町長としては、このやり方はそれでいいのかどうか、私はおかしいんでは
ないかと、間違っているのではないかと思うのであります。また、このまま長く1
社でやっていくのかどうか、この2点について伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康宏君） ご答弁申し上げます。

鶴沢公民館におきましては、LPGの専用施設となっております、大きなタン
クになっておりますので、専用の専門の業者ということでやっております。よろし
くお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議事日程について申し上げます。

議事日程第4号の日程第3、議案第57号「平成22年度川俣町国民健康保険特
別会計歳入歳出決算の認定について」を日程第5とし、以降2つずつ繰り下げるよ
うにお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、議案第57号「平成22年度川俣町川俣町国民健
康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） ページでいいますと275ページになるんだと思うんですが、
これ今、全国的にもそうなんですが、川俣町でも税の中で暮らしを圧迫している税
の1つがこの国民健康保険税だと思うんですね。これ決算を見ていただければ分かる
とおり、3億7,900万円ぐらいの収入済み額に対して、収入未済額が1億円出

ているんですね。しかも2,300万円の不納欠損額という形で、予算額に対して相当の比率で収入未済額が出てきていると。このことが私はいつも言っているんですが、こういう状態の中だと、例えば保険税そのものも収入率を落としたままで計算しなくちゃならないから、大体3割高くらいの保険税になっちゃうんですね。こういう点でこの辺の成果の概要を見ていくと、これは私は決して成果ではないんだろうと思うのですが、各種の差し押さえを実施し、平成22年度は徹底した財産調査を行い、約2,800万円ぐらいの差し押さえを実施したというふうに記されているんですね。2,800万円の差し押さえをしたとしても、収入未済額と不納欠損額で1億2,300万円ぐらい残っている、こういう制度が今後営々と持続することが可能なのかどうなのか、これらの点について1つ質したいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

議員お質しのいわゆる収入未済額1億円余りということでございますが、こちらにつきましては、調定額から収入済み額及び不納欠損額を差し引いたものが収入未済額となっておりますのは、これ税一般がこのようなことになっております。一方、予算現額と見比べていただきたいこともございますけれども、いわゆる調定額というのは、これまでの税として徴収しなければならないものすべて、ですから、現年分の税額と、それから過年分のすべてですね、ともかくその未納となっている過年分すべて。ですよ。それが調定額ということなので、予算現額よりも調定額が大きい。そこで調定額から差し引いての残りが1億円余りということでございます。こちらについては、成果の概要229ページにもございますとおり、収納率の向上に努めさせていただきまして、未済額につきましては21年度と比較した場合でも金額980万余の減少、収入未済額そのものを少なくする、させていただいてまいりました。21年度と比較した場合ですね。こちらについてもご理解を賜りたいと思います。ご質問はそのそれが持続可能なのかというふうなことでございますが、いわゆる要するに国民健康保険制度として国保税というものを賦課徴収をしなければならないという任務を与えられておりますので、そのことにつきましては、これからは法律に基づいてその任務に邁進してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 税務課長としては、そういう答弁になるんだろうと思うんですね。ただ、国保税というのは国民皆保険という福祉制度なんですよ。福祉制度の中でばんばん差し押さえをかけて、それで収納率を上げるんだということが経過というふうに見られるのどうなのかということが問題なんだろうと思うんですよ。これはもちろん税務課長だけでなく、役場の幹部職員の方たちは当然分かっていることだと思うんですが、国保税が大変になってきたというのは、国の負担が減らされたからでしょう。これを戻す努力をしない限りは、まして町税の中でも税務課長そのものが言っているように、家計の暮らしが大変になってきてるんだというところは

認めておられるんですよね。そういう中で更にこういう未納額やこの不納欠損を進めていかなければならないという状態がますます強まることは確かだと思えますよ。差し押さえやなんかやっていくというのは、これ一過性ですよ。影響に差し押さえを続けられるなんていうことはないわけですから、そういう点で国保に対するね、川俣あたりが、町川俣町あたりがもっと大きな声を挙げていかなくちゃ政府の動きを変えられないんじゃないかと思えますよ。というのは、川俣の収入というのはこれは県内でも決して高いほうではないですよ。低い方ですよ。それだけに町民の負担が大変になってきている。ましてや今、原発事故やなんかで山木屋地区の方々やなんかからは徴収することもできない状態が出てきているわけでしょう。そういうときだからこそ、国保の成り立ちの問題を改めて町として政府に求めているかなければ、皆保険制度そのものも崩壊しちゃうんじゃないかという心配もあるものですから、その辺のことについて考え方を質しておきたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

国保制度については、内部充実を図るということに対して、今まで財政問題であります。このような状況については川俣町だけでなく各自治体が苦勞されている状況にあります。そんなことから、これまで全県一本の国保制度にすべきだというようなことの運動といいますか、制度改正を訴えてきております。これらについては、国の財政支援もさることなんでしょうけれども、財政力の強いところ、又は弱いところと各自治体があるんでありますけれども、一本化した中でその国民皆保険制度を維持していくというようなことで、第1点今、そのような運動を起こして要望活動を行っているところでありますので、それらを実現することがまず現時点では国保制度の改革の中でも1つの運動の柱というようなことで動いているところでございます。国の方の財政支援がだんだん減っている中で、大変に厳しい環境に立たされているわけでありまして、しかし、国保に入っている方々については、企業、あるいは会社を辞められたり、退職せざるを得なくて辞めて入らざるを得ないという方々もおりますし、また、商店主さんも含めて、なかなかその厳しい環境にあるわけでありまして、しかし、その中で国保税はこれは負担しなくちゃならないというようなことでの負担であります。ですから、その辺については十分我々地域の実態というものを訴えながら、この制度の改正は内容をよくすると、財政負担についてももっと国が出すべきだと、またこの負担を強いるようなことのないようにしていくべきだというようなことの要望活動を行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 何点かお聞きしますが、成果の概要の226ページなんですけど、ここで保険給付費の支出額が全体で5,936万8,000円減、率にすると5.1%下がったということで記載されているんですね。今までずっと保険給付費は伸びてきたと。珍しく9年ぶりに下がったということなんですけど、これらの原因に

についてはどのように分析なさっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、229ページには、短期保険証数の発行件数があるんですけども、一方ではこの保険給付費が先ほど言ったように5.1%下がったと、こう言っているんですが、短期被保険者の数は前年度と比較すると30件伸びているんですね。188件から218件とね。更に19年度と比較すると大体4割くらい伸びているということなんですね。ですから、その辺の短期被保険者、あるいは資格証、こういったものの関係で、医者に行きたくても金がないから行けないということで我慢しているということも私はあるかと思うんですけども、ですから、その5.1%減の減と、こちらの短期被保険者、これらの関係についての相互関連というのはどういうふうに当局ではお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、235ページには特定健康診査等との事業が載っておりまして、全体では前年度と比べると26人増だと、こういうふうな話なんですけども、町長のほうでも町内の医療機関で随時できるように工夫したとか、いろいろ努力なさっていることは分かるんですけども、対象者に対して検診率がどの程度なのかという表が最近なくなってきたんですね。いわゆる本来受けるべき人は何人いるんだけど、検診率が低いからこれ上げるということで町長も4医療機関と提携して随時健康診査を受けられるようにしたんだと。その予防医療を充実していくんだと、こういうことでやったんだらうと私は記憶しているんですが、じゃ、その26人増加しただけではなくて、本来、何人受けるべきものが受診率がなんぼになっているのか、今ね。それはどういうふうに伸びたり減ったりしているのか、その下に表がありますが、この表に従って、どのように把握なさっているのか、お聞きをしたいわけでありま

す。

それから、もう1つは、236ページに今の計画避難区域になっているので、山木屋診療所は閉鎖をされたわけでありましたが、ここにいう19年度から済生会病院に18年からだけど、1年分は19年度からですから、19年度は1,536人受診をしたんだと。それが今、1,231人になりましたと。3月の分はちょっとあれかと思うんですけども、今年度分はあれかと思うんですが、順調に減っているんですよ、ずっとこの指定管理者制度にしてから。この辺の原因はどういうふうに考えているのかなと。指定管理者制度にするというのは、もちろんお金の問題も行政当局にあるわけですが、もう一方では、指定管理者制度にしたほうが、よりサービスの改善が図られるということが前提にあるわけですよ、もう1つはね。その委託するということは。ですから、減っているということは、要は前より悪いのかなと、患者さんから見れば。そういうこともあるし、そうではなくて違う理由があるのか、その辺はどういうふうに分析なさっているのかということをお聞きをしたいと思います。

あと決算書の318ページに、山木屋診療所の支出の中にありまして、これを見ると需用費というのが20万円取ってあったんだけど、0円の支出だと、こうなっているんですね。直営でやっていけば需用費がゼロだなんていうことは決してあり

ませんよね。川俣町もいろんな公共施設運営してますけども、需用費ゼロだったという決算書はどこにもないですね、前のほうの一般会計のがなを見る限りは。山木屋診療所を済生会に委託してるんですが、要はその需用費がゼロの原因というのはなんなのかなと。その歳出抑制で本当はやらなくちゃいけないことをやらない、あるいは買ってくれないということなのか、せっかく20万円取ったということは、その歳出見積もりがあったはずだから20万円取ったはずなんだけれど、支出がゼロだということはどこに原因があってこのゼロになっているのか、お聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめに、成果の概要の226ページの医療費の動向の質問でしたが、前年と比較しまして保険給付費、医療費が5,936万8,000円ほど減っている、この理由についてでございますけれども、この226ページ、成果の概要の真ん中の棒グラフに被保険者数の推移を載せておりますけれども、この真ん中の棒グラフの左側が世帯数で、21年度、合計の世帯数2,530世帯に対しまして、22年度は年間の平均世帯数になりますけども、世帯数で2,493世帯ということで、世帯数で37世帯減っていると。それからこの同じ真ん中の棒グラフの右側ですけども、被保険者数の合計につきましても、平成21年度の平均で4,617人でありましたが、22年度は4,517人ということで、被保険者数につきましても世帯と加入世帯と同様に減っていると。ちょうど100人の被保険者数の減でありますけども、そういった国保加入者の減とともに、町では特定健診についても力を入れておりますので、そういった成果も少しは出てきたのかなという考えもありますけども、全体的には1人当たりの保険給付費、この226ページの右のグラフになりますけども、1人当たりの保険給付費につきましても24万4,774円ということで、毎年19年以降伸びてまいりましたけども、1人当たりも若干下がったということで、1人当たりのそのものの保険給付費が下がって、全体的な加入者が減ったので、約6,000万円ほどの減額になったというふうに分析をしたいと思います。

あと、この227ページに保健事業の充実ということで、先ほど検診状況の話ありましたが、ここの227ページのほうに受診率の状況をまとめておりましたので、地区別にまとめまして、全体合計のところでこの特定健診状況で合計の欄、33.2%でありました。ただ、前年度につきましては、この下の※印2つ目のところに記載がありますけども、平成21年度の実受診率、最終的に追って報告の段階で34.8%でしたので、残念ながら下回ってしまった結果になります。

先ほどの成果の概要235ページで、26人、全体では22年度から町内の4つの医療機関でも新たに施設健診を導入していただいたんですけども、さほど全体で伸びなかったというのは、施設健診で全体で特定健診、非課税、課税で172名の方お受けいただいておりますけども、この施設健診のほうに流れた分、今までの保健センターで実施しておりました集団検診のほうが少なくなって、トータル26人

は伸びた結果になりましたけども、さほど伸びなかったと。集団検診から施設健診のほうに移行したというような形がうかがえます。ただ、22年度につきましては、町内の医療機関だけでありましたけども、受診の機会を増やすという目的を果たすために23年度、今年度につきましては福島市の医療機関まで受診していただける医療機関を拡大をして対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、成果の概要の236ページの診療所の受診されている方の人数の減少ですけども、山木屋地区内の人口の減少も若干はございますけども、週3回の診療ということもありまして、地域住民の皆さんのかかりつけのお医者さんの関係もあって、なかなか診療所だけの増加は望めないというふうな状況がここ19年以降、この表に表れていますとおり、1日の平均患者数の減少に結びついているように考えております。

それから、診療所の需用費の20万円の予算で不用残がそのまま20万円だったんですけども、1件10万円を超える修繕料につきましては、町で診療所のほうの修繕をするということで、予算化20万円ほど確保しておりましたけども、22年度につきましては、この修繕がなかったということで、そのまま不用残になってしまったものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

お質しは、成果の概要229ページの下の表、短期被保険者証などの発行に関して、この発行といわゆる受診率、保険給付費についての関連かと思いますが、保険給付費につきましては、先ほど保健福祉課長がご答弁申し上げたとおりでございます。短期証、あるいは資格証の発行につきましては、要するにその国保税を納税してくださらない、納税いただけない納税者の方に対しまして、本来ですと1年間の保険証に代わっての3か月、あるいは1か月の保険証、あるいは資格がある、いわゆる資格証というふうなものを発行するものでございますが、こちらを発行することによりまして、その該当の滞納の納税者の方と納税相談をさせていただきながら、納付に努めていただいているというふうなことでございまして、やはりそうすることによって国保税を納めていただけるお客様もいらっしゃいますので、今後も保険証のこれらの発行については、継続させていただければと思っております。ただ、受診抑制ということでは決してなくて、おれ今病気なんだと、具合悪いんだという方、もちろんいらっしゃいます。これはもうそういうお客様については即発行しておりますので、そのところは是非ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 給付費の伸びが減ったという、減になったということ。課長はそういうふうに答弁するんでしょうけど、町長、是非ちょっと陣頭指揮をしてもらいたいと思うんですが、今ね、先ほど同僚議員も質問したけれども、ここでの今の

あり方が、国民健康保険制度そのものが持たないということは、これはだれしものが承知していることですよね。事務担当している現課だってそう思っていると思うんですよ。そういった中で全県一本にしようとかいろいろ議論があるわけですけど、減った理由は、今言ったのは世帯数が減りました、加入者数が減りましたと言ってるわけじゃないですか。でも、良く見ればですよ、１９年度と２０年度では数がななぼ減ったかと言ったら、１，２００件も減っているわけでしょう、これ。世帯数でいったら。１２６ページ見れば。２，５３４件から２，５３０件で４件減った。４，２６９件から４，２３６件減ったといったって、２１年と２２年度の加入者数の限度がですよ、あるいは世帯数の減からいっただらば、当然２１年度も減になっていい話だ、さっきの話からいっただらね。でも、２１年度は伸びたわけですよ、前年度に比べて。２億５，２３３万円で０．６％増だと、書かれているわけですよ、ちゃんとここに。ですから、その世帯数が減ったとか加入者数が減ったから本当に減ったのかという分析だけでは、私は分かりませんよ。例えば病気が、インフルエンザがどうだとかいろいろあると思う。けども、そういったことをきっちり分析して、なぜ減ったのかと、あるいはなぜ増えたのかということのをきっちりと分析して出していないと、単に今の制度に乗っかって税金はこう取るんだ、保険証はこう出すんだというだけで、そこを分析しないで予防医療がどうのこうのという話になってこないわけじゃないですか、本当からいえば。だから、せっかく町長がですよ、今度は福島市内でもできるようにするんだといったって、その分をちゃんとやらないと意味がないと思うんですよ。実際受診率は下がっているわけでしょう。今の保健課長の答弁で、その２２７ページでいっただら。今回は３３．２だと、去年は３４．８だったと、こう明確に書いてるわけだから。だから、いろんな工夫しても実際は受診率が下がってて、受診率が下がってて医療費は落ちました。短期保険証は増えてます。だから、みんな生活苦しくなっているにもかかわらずですよ、じゃ、病気が何か減ったのかという分析がなかったら私も分かりませんよ、その結論は。だから、そこは専門に仕事をしているわけだから、そういうことを分析しないと本当の成果の概要にはなっていないし、制度の改善にも私はつながらないと思うんですよ。だから、そこら辺は町長、是非あのきちっと指導してもらいたいと思うんですけど、町長の考えを聞きたい。

あと、２３６ページね、例えば週３回だから減っているのかということ、それだけではないですね。済生会病院さんは、主体的にちょっと重い人は下の本院に来て受診してくださいということを積極的にやっているわけですよ。診療所だけではできないからということで。それだってやはりきっちり現課の把握しないと、そういうふうになっているのか、例えば飯舘だってそうでしょう。あづま脳神経外科があそこに行きましたよ。けども、あづま脳神経外科がバス出してちょっと病気の重い人は全部本院に連れて行っているわけですよ。無料で。そういう工夫しながら患者のことをやっているわけ。だから、患者数がなんで減ったのかというのは、単に３回だから減っているわけではないと思いますよ、私は。積極的に済生会は本院に連

れてきて本院で診ましようということをやっているから、私は減ってんだと思うんですよ。そういうことを分析してないと本当の意味での成果の概要にもならんし、制度の改善にもつながらないと思うんで、その辺は町長ですね、是非もうちょっと突っ込んでプロらしく分析ができるように指導してもらいたいと思うんですが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 本当に受診率、予防医療に向かって環境整備をしようと、拡大しようということでやって、今度は福島市内のほうまで広げてやろうということでやってます。しかし、ご質問にありますように、伸びないところの原因も追求しながら、私あの半分かくらいはね、50%、いってほしいなということ会議で言ったことがあるんですけども、なんかずっと30%台なんですね、今、指摘ありますように。そのために施設医療にしましたし、それのご利用の関係で今回増やすということにしたんです。ですから、その目標に向かっていくためには、今言われるように内容の分析等についても、これはやらなくちゃならないと、今もやっているわけがありますけれども、もっと明確にやりながら原因追求して次に進というようなことでやっていく考えでありますので、そういったものの徹底は図っていきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，議案第58号「平成22年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第59号「平成22年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 8，議案第 6 0 号「平成 2 2 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 9，議案第 6 1 号「平成 2 2 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 1 0，議案第 6 2 号「平成 2 2 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 1 1，議案第 6 3 号「平成 2 2 年度川俣町工業団地造

成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第12, 議案第64号「平成22年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第13, 議案第65号「平成22年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第14, 議案第66号「平成22年度川俣町大綱木財産

区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第15, 議案第67号「平成22年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第16, 議案第68号「平成22年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17, 議案第69号「平成22年度川俣町水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今後のことについて聞きたいと思うんですが、確かに水道の決算は分かるんですが、今、仮設やあとは他の町村から川俣町に入ってきている方が相当いると思うんですね。給水人口やなんかというのは、きちんとつかまれているのかどうなのか。恐らく山木屋の方なんかは水道の水なんか今まで飲んだことない人が飲んでいっているわけでしょう。ああ、飲んだことはあるか。金払って飲んだことはないということになると思うんですね。そういう対応はなされているのかどうか、ちょっと聞いておきたいと思ったんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にご答弁したいと思います。

給水人口といいますのは、全人口、あるいは世帯数から概算で割り出すというふうな手法でやっておりますので、現在22年度は実績としてはとらえておるのはそういう形でやっております。ただ、議員ご指摘のとおり、23年度はどうなのかといいますと、これからのものに対しましては、そういったものもある程度加味しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18, 議案第70号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） まず、大きな考え方というか、それを町長にお聞きしたいんですけど、一般質問の中でも、あるいはいろんな答弁の中で、町長は1億8,000万円東電に賠償請求出したんだと言ってますよね。だとすれば、当然歳入予算に東電の賠償金が出てくるべきだと、それを位置づけるべきだと思うんですけど、なぜ

それをきちっと位置づけて予算提案しないのかと言うことをまずお聞きをしたいと思います。

それから2つ目は、今、飯館の幼稚園の方、小学校、中学校の方が川俣町の校舎に入って大変ななか勉強なさったりしているわけですが、その際に私は説明を当局から受けたのは、飯館村と川俣町は協定書を交わして応分の負担をしてもらうんだという話があったはずなんですけど、その協定をしたのかどうかと言うことがまず1点。あと、その歳入が、最初は1学期だけだというのが3学期まで延びたわけですね。その歳入項目も歳入額も私は1回も提案されたことないんですけど、協定が締結されたのかということと、なぜそれが歳入予算の方に反映されてこないのかということをお聞きをします。

それから3つ目は、今、川俣町の飯坂に飯館村さんが小学校の仮設住宅を建てるということでやっているわけですが、これらについて私は議員として1回も正式に当局から説明を受けたことはないんですが、これら協議は川俣町と飯館村の間ではどのようになっているのか、その辺についてお知らせをいただきたいと思います。大きな点ではそういうことです。

あと、細かい点3点ほどお聞きします。

1点目は、19ページに福祉センターの危険で授産施設が3施設とも出ていったということで90万円ずつ引っ越しに当たっての費用分担をなさるということで予算措置されたことは大変私もいいことだと思うんですが、問題はその福祉センターの解体の工事費が、もうはるか数か月前に予算決まっているにもかかわらず、いまだ発注もされてないわけでありですね。ですから、発注されない理由はどこにあるのかということと、いつじゃ工事にかかるのか、その工程表、なんで発注しなかったのかという理由と工程表をお聞かせいただきたいと思います。

それから31ページに、災害対策費の中で、多分これは山木屋地区のことだと思うんですが、地域安全パトロール事業費、震災対策、住宅機械警備助成金16万1,000円というのがあるんですが、もともとその計画避難区域の方々から、山木屋の方々からパトロールもいいんだけど、家のほうにですよ、それぞれ家を離れて暮らすわけですから、その警備保障会社と契約してうんぬんかんぬんというご要望もあって、多分その予算は付けて予算は通っているんだと思うんですが、その肝心のそちらのほうの事業はどのように進んで、何戸くらい契約なさっているのか。それに対して今回この助成金が出るということなんですけど、これとの兼ね合いはどのようになっているのか。もともとその緊急雇用の中で、それはやるというふうにとったはずですよ。それに対して今度は助成金だということなのね、この警備助成金。だから、その事業との兼ね合いというのはどういうふうになっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

最後に、37ページに小島ふるさと交流館の中で、滅菌器の設置工事費というのがあるんですけど、もともと井戸水は、あそこ井戸水でやっているわけですけど、調査をして十分対応できるものだということで進んできたし、オープンもして今ま

で避難をしている方もあそこの水を飲んできたんだと思うんですけど、今般、この滅菌器が必要になった理由はどこにあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、1 点目であります。東電のほうに請求をいたしておりますが、まだ、その予算のほうについては上げていない理由は何かということでもありますけれども、現時点での初めての経験のことでありまして、要求はとにかくすると。予算化のほうはどうなるのかという議論はしてきたんですけれども、今般、まず請求を出していけと、出していこうということで見ていることでもありますので、議員もその辺はご理解賜りたいと思うんですが、これからどのような展開をしていくか、まだスタートしたばかりであります。かなりの困難が伴うのかなという点の考えもあるんですが、しかし、要望することは要望するということでやっていかなくちゃならないと我々も思っておりましたので、今回予防活動をまずしていくということでスタートしたところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、飯舘村の学校の関係でありますけれども、これについては学校を飯坂のところに仮設のところを造りたいというようなことで、協力をお願いしたいということについては、お話を伺っておりますけれども、具体的にやる工事については、来年の4 月から学校を開設したいというような話だけはいただいております。ですから、なんの面積、どう造るとか、いつから工事が始まるとか、どうのこうのということについては、私どものほうにはまだ連絡をいただいていないのが現状であります。以上であります。

あの、私は飯舘村のほうの応分の負担の分だと思います。これについてはやはりしっかりとこれは請求しますし、それはお互いにこれはやらなくてはならないことだと我々思っておりますので、これについては飯舘分についてそれぞれも含めてこれから出てきますので、そのことについては応分の負担をいただくということで取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

まだ、町長と村長同士での協定はまだ交わしておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

3 1 ページであります。山木屋地区の住宅の警備ということで前に予算をいただきました。入札が8 月に終了しております。それでこれから申込を受けるということになっております。今月の金曜日の広報に申込を載せるということになっております。あと1 0 月の広報紙にも募集を載せるということになってございます。それでホームセキュリティで個人が契約している方が約1 0 件ほどあるというふうに聞いておりますので、その町で負担する分、町が出す分、各家庭に出す分をそのセキュリティの契約した方においてその分の補てんをするというようなことで、その分を補助金として交付するというごことでご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康宏君） ご答弁申し上げます。

小島ふるさと交流館の滅菌器設置についてでございますが、現在、ポンプ質の隣に1基付いておりますが、保健所の指導によりまして、宿泊施設としてはそれが故障したときのためのものを備え付けておくことが望ましいという指導がありましたので、付けさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

福祉センターの解体の発注しない理由でございますけれども、この福祉センターの解体費用につきましては、6月22日から開催されました6月の定例議会で6月28日の最終日に予算を可決していただいております。その後、解体に伴います実施設計が出来上がっておりますので、できない理由はございませんので、遅れて大変申し訳ありませんが、早急に発注をしまして今月中発注という予定で対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 具体的なほうからいきますけど、保健センターの解体の件ですけど、福祉センターか、発注できない理由はないから今月には発注したいというんですけど、じゃ、今までなぜ発注しなかったんですか。6月28日に議決して実施設計はできてますというわけでしょう。だったら、みんな一日も早く壊してくださいと言っているわけですよ、地域の人もね。危ないですから。それをなぜ今まで発注できなかったんですかと、できなかった理由は何もないと答弁したでしょう。できなかった理由はありますかと聞いたら、できなかった理由はないと言っているわけでしょう。じゃ、なぜ発注しなかったんですかという説明してないわけじゃないですか、答弁してないわけでしょう。だから、そこをちゃんと答弁してください。

それから町長ね、でっかい話というか、東電の話ですけど、その町長ね、私一般質問でも言ったけど、要望はするんだと言ったでしょう、今また。要求と要望では違うんだよね。全然ね。要求というのは、正当な権利があるから我々要求するわけでしょう。要望というのはお願いでしょう、あくまでも。望むだから。だから、そこに多くの姿勢というか、その立場、構えの違いがあると思うんですよ。我々は要求しなさいとこう言ってきたでしょう、議会では。要望しなさいなんて一言も言っていないじゃないですか。福島市長だってちゃんと要求しますと言っているわけでしょう。議会で。だから、要望と要求は違いますよ、町長。要望だから予算措置できないと私は思うんだよ。町長、そういう考え方だから。要求だったら絶対取るんだと、これは町民のために。だから、そこは要求だということであれば、じゃきつちりと町民にも分かるように私は頑張るんですということであれば、産業課もちゃんと賠償額ということで1億8,000万円載せるべきですよ、それは。今除染の話もされてますけど、除染はボランティアでやるんだと、こんな根拠どこにもないわ

けでしょう。それだって当然日当請求していいわけですよ。住民の方々は。これに協力する人は。ボランティアでやるなんていう前提がおかしいわけ、福島県が言っているのは。そうゆうがなだって全部載せればいいでしょう、とりあえずと言ったんだから、1億8,000万円は。だからそこは町長要望ではないんですよ、要求だという考えかありますので、一日も早く予算に東電の賠償請求を載せるということが、これから何十年と戦っていくわけですから、放射能なんて無くならないんだから。そういう意味では私は要求をきっちりする、そのための予算措置も明らかにして町民の前に町長の不退転の決意を表すということが必要だと思うんで、再度町長の答弁をお願いしたいと思います。

それから、今までやってきた飯舘村の幼稚園、小学校、中学校の話ですけど、提供はしていくんだと話ですが、協定はまだやってないというわけでしょう。普通、協定するのに、川俣町はどっちかといったらお貸しをしている立場ですよ。飯舘村さんは、飯舘の村長のこれなんだかお互い様の心でなんて産経新聞に同僚議員からもらったんだけど、お互い様の心という、飯舘の村長、でっかく写真載っているんだね、これね。だったら、協定案を持ってくるのはどっちかといったら、私からいわせれば飯舘村だと思うんですよ。こういうことでお世話になりたいと、普通契約ではそうですね。借りる方が出すわけでしょう、条件というのは。こういうことでどうですかと、地代はなんぼで一日なんぼという、それが無いから協定になってないのか、なんで協定が今交わされていないのか、もう4月から来ているわけですから6か月過ぎているわけでしょう。なんで協定ができてないのか、そこを明確にしてください。飯舘村さんはどういうアクションがあるのかということ。

それから、もう1つでっかい話で、飯舘村の学校の話ですけど、私、学校を造って頑張ってもらう、それはお互い様で正にいいことだと思います。それは。だけど、今の話だと協力の要請はあったけど、中身は分からないという話でしょう。中身が分からないということは、我々も全く分からないんですよ、町長が分からなければ。では、あそこに学校できて、じゃ、今、川俣中学校に小学生の方が来ている。富田幼稚園、川俣幼稚園にも来ていると。川校には中学生が行っている。飯舘の子どもさんがですね。じゃ、それはどうなるのかということは、町長も分からないということなんですか。それは。それが1つお聞きしたい。

それから、もう1つは、学校できればですよ、例えば膨大な水使いますよね。あそこはエリアでいったら今は決算認定した簡易水道のエリアなんだと思うんですけど、じゃ、川俣町は簡易水道であそこにサービス供給をするのか、若しくは上水道で持って行って供給するのか、いずれにしたって、お金のかかる話ですし、水道工事やらなかったらできないですよ。そういうことはどうなっているんですか。今回の補正予算に上がってないから聞いているんですよ。どっちの補正予算にも。それが1つ。

あともう1つは、今まではあそこは民有地でしたよね。ですから、当然にして川俣町は固定資産税を事務士の方に、所有者の方にいただいてきたわけですよ。今

般、飯舘村さんが私は買ったというふうな情報をいただいているんですけど、地方公共団体があの土地を取得したわけでありますから、当然川俣町はあそこに課税できないと思うんです。私は。課税できないということは、その分川俣町は固定資産税が減収になるわけですよ。普通国有地であればですよ、歳入決算を見ると分かるけど、交付金見たいのが来てですよ、固定資産相当額を国が負担しているわけですね、川俣町に対して。じゃ、その協議は飯舘村とか町はしたんですか、あるいはこれからするんですか、あるいはそういうことも全く話がないんですか。これも重大な問題ですよ、やはりお互い様ということで言えばだよ。それはお互いに仲良くどっちも被災民だから一緒にやっていく、それは私は基本的にそういうことでいいと思っている。ならば、決めなくちゃいけないことは決めないと、川俣町の町民負担だけが増えていって、結果としてみてみたら、とんでもないことになってしまうということになると思うんですよ。細かいこといっぱいいいたいことあるけれど、まあ、公の場で言うことではないんで、今の点について是非明確に町長、あるいは教育長、教育委員長もいるわけだから、一番は子どもさんの話ですから、その辺川俣町の方針、あるいは今までの経過、もう少しつまびらかにお知らせをいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 第1点目であります。

いわゆる要求であります。要求ということで今後取り組む考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、飯舘村の件であります。これから今言われたことについては、協定書の中でそれは入れていかなくちゃならないと思っています。特に今度は、私も買うのか借りるのか、買っても良い、借りても良いという話は伺っていました。ただ、結果的に買ったという話は私は聞いていないんでありますが、ただ、あそこに小学校を造りたいと。川俣中学校にいる小学校は、あそこに持っていきたいんだということで話を伺っております。そのほかのことについては、いろいろ話が出されている状況のこときり私も分からないんでありますが、これからその協定の中で水道からいろいろと町のごみの問題からいろいろございます。そういったことについては、しっかりと協定の中でやっていかなくちゃならないと思っていますので、お互い様の心で、その点だけはまでいにやってご理解いただけるように、私の方でもそのことは議員お質しのとおりでありますから、取り組む考えでありますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 高橋議員にご答弁申し上げます。正直申し上げまして、ただいま古川町長が申した以上の進展はございません。このことにつきまして、学校の施設等の土地購入等につきましては、実は日にちが手帳を見ると分かるんですが、8月20日絡まりだったと思いますが、飯舘村の臨時議会があったと。その夜、直接町の教育委員会に飯舘村の廣瀬教育長から私のところに電話が入りまして、はっ

きり申し上げますと、実はご迷惑をおかけするといけないので、お電話を差し上げますと。どのようなことですかと、実は今日、議会があつて、川俣町の飯坂地区の土地を購入する予算を取ったと。それで明日、新聞に載るので、びっくりすると困るから連絡をすると。ああそうですかと、そのようなことが現実にあるんですか。詳細は、現在、私も分からないという、廣瀬教育長の電話でございました。その後、廣瀬教育長に対しては、これはうちの次長を通して、その状況を飯舘村の教育委員会として、川俣町にこれからの計画なり何なり知らせることが必要ではないかということで、次長を通して連絡を取ってもらったところ、飯舘村の教育課長が参りまして、非常に粗案なんだけれども、取得することになったと。ついては、いろいろとご迷惑をかけるが、よろしく頼むと言って帰ったという話は伺っております。このことについては、古川町長にもお話を申し上げて、これは大きな問題なので、教育委員会としてもよく協議しなきゃならないが、町同士でやはりどういうことになっているのか、私どもにも情報があつたら教えていただきたいということで現在に至っております、中身は本当に全く分かっておりません。また、ついこの間は、飯坂地区の会社、その責任者の方が私のところにおいでになりまして、こういう噂があるんだけど、その噂、具体的になっているのかということなので、そういう話は聞いたが、具体的な話は伺っていない。内容が分かりましたらお知らせしますということで説明申し上げた、このような程度でございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

福祉センターの解体の件でございますが、早期に発注すべきところを遅れてしまひまして、大変申し訳ありません。予算成立後に実施設計を行い、設計ができましたので、今後、欠落をしております入札に至る事務手続きを速やかに行ひまして、着工してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それではほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そういう答弁で通るんだらばですよ、何でも答弁のとおりで通ってしまうわけだから、とんでもないと思うんですよ。議長、ちゃんと議長の職権でうまく答弁するようにしてください。最後ですから言っておきますけど、飯舘の話ね。飯舘の話なんですけど、要はですよ、川俣町に最初から来るときからそうなんですけど、我々議員もですよ、町民も新聞でしか分からない。当局に聞くと、当局もよく分からないと。そういう状態がもう6か月続いているわけですね。今になって、今度は学校造るという話をしているわけですよ。そのことも今お聞きするとよく分からない。それではやっぱり町当局も我々議員もですよ、町民に対して責任ある説明ができないということになると思うんですよ。飯舘の村長さんは、お互い様だとか、まδειな心と言ってしょっちゅう言っているわけね。だけど、お互い様でもないでしょう。私から言わせればこういうやり方は、まδειでもないですよ。これからは、さっき言った固定資産税の話もそうですし、そして、なおかつも

っと細かいことを言えば、教育長なんかはよくご承知だと思うんですけど、例えば同じ川俣幼稚園、富田幼稚園に川俣の子どももいる、飯舘の子どももいる、飯舘さんはいろんなネットワークがあって、過日も帝国ホテルのシェフが来て、おいしいケーキを作ってくれたり、アンパンマンの風船くれたり、すると川俣の子どもは、おらももらえるのかなと園児がいるわけですよ。だけども、もらえるのは飯舘の子どもだけなんです。食われるのも飯舘の子どもだけなんです。そういうことは、決して教育上というか、子どもの精神上ですよ、良くないですよ。片方がそういうことをやって。そういうことも含めてやっぱりきちっとお互い同じ校舎の中で、園舎の中で暮らしているわけですから、川俣の子どもも飯舘の子どもも仲良くできるためには、やっぱり決めるべきところはきっちり決めて、そして飯舘さんに負担してもらうものは負担してもらい、同じく被災しているのは、川俣だって飯舘の子どもだって同じなんです。だとすれば、同じようにやっぱりボランティアが来たり、あるいは新聞社が来て、いろんなボランティアの人たちやってくれるならば、川俣の子どもも一緒に取り扱ってくれくらいは、当然、川俣町として私は要求すべきだと思うんですが、町長いかがでしょうか、そういうことは。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今のようなことは、私も初めて聞いたものですから、分からないで申し訳ありませんでした。全く質問のとおりであります。そのようなことで同じところにいるわけでありますから、やっていくのが、私は教育で一番大事なことだと思いますので、その点についてもしっかりとやっていきますし、また、この協議、協定、これについては、早急に体制を取りまして、飯舘に言ってですね、このままずらずらといないようですね、これはやっていくように話します。この間、ずうっといるんですけども、今、教育長からも答弁ありましたけども、何か教育委員会もなかなかこの動きがなくてというようなことでありますし、しかし、一方ではそのようなことが動いているわけありますから、実は私も飯坂の方からいやほりが出るの、何があってどうなんだと聞かれて、アレっと思ったらそういうことで動き出したということだったものですから、ただ、私、町長として、向こうの村長と話をしながら、住民の皆さんが方が不安を抱かないように、そして、避難でこういうふうになるわけありますから、お互いにその点は共通理解のうえに事業というのは進むべきだと思いますので、対応を取る考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、税金等についても質問のあったとおりでありますから、そういったことも含めて検討課題に入りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 7番 昆でございます。2点質問させていただきます。

21ページ、下から3行目、一時仮置き場設置委託料、13か所分だという説明がございました。それでこの予算を認めるにあたっては、用地確保の見通しがある程度ついていなければちょっと心配なものですから、現時点で用地確保の見通しは

どのようなになっているのかお伺いいたします。

もう1点は、25ページ、下の方の森林整備地域活動支援交付金事業、これは県の補助事業なんです、どのような事業なのか。といいますのも、当然これ森林での作業になるかと思うんですが、川俣町、森林は線量を測ってませんし、ホットスポットなどもあるかもしれないですね。そういった場合の作業員の安全の管理、確保などができるのか、この作業内容につきましてお尋ねいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の一時仮置き場の現時点での状況でございますが、現時点では6か所ぐらい、すみません、昨日の状況でございますけれども、6か所程度が確保されるというふうなことでありますが、今後の中で、また、そのほかの地区についてもそれぞれ協議を行っておりますので、なるべく早い時期に確保したいというふうに考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

森林整備活動支援交付金の中身でございますが、これは福島県と福島県北森林組合との間でのやりとりの委託という形にのなると思いますが、この事業の中身につきましては、森林経営計画の策定ということの補助事業になってございます。当初予算で認めていただいておりますのが120ヘクタール分の面積の分でありましたが、県より配分の増ということで90ヘクタールほど増えまして、210ヘクタールの面積の中で森林経営の計画の策定、川俣町の森林組合さんのいろいろと委託を受けている中で木自体のいろんな調査を行うというような部分でございます。主に事業をハードの事業ということで行うものではなくて、どちらかというとソフト的な森林計画というようなことでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 仮置き場の件につきましては、現在6か所ということですが、これは本当に不用額を残さないように、なおかつ地域で紛争にならないように、町の責任でしっかりやっていただきたいなと思います。

それから、私2点目ですが、上のほうは分かりました。72万円の件は計画書策定ということなので、これはいいんですが、その下の森林病虫害防除委託料、これにつきましては、これ現場での作業になると思うんですが、この場合の作業員の安全確保のために、これ大丈夫なのかなというふうにちょっと危惧されるわけですが、その辺についてもう一度再度質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

これは森林の病虫害ということで、松くい虫の除去をするという形になってございます。今回、やはり県のほうの事業の関係でございますけれども、20立米というようなことの量の増になりまして増えたということでございます。あとその木を伐採するうえでのいろんな線量関係とかいろんな諸注意でございますが、これにつ

きましては、町の方が委託をするという形になりますので、これは十分線量計持ちまして、中の方にももちろん仕事をするうえでは入っていただくということで、町の方でも管理をしながら、ある程度の線量になりますと、やはりその事業ができないというのもあるかと思えますけれども、その辺もですね十分町のほうで管理をしまして、線量の高い地域に入る場合については、やはりこの事業についても取りやめ又は中止等々も併せて県の方とも相談をしながらやってまいりたいと考えております。以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに。新関善三君。

○9番（新関善三君） この低線量化の問題等については、事前に自治会なり、昨日の質問の中でも取れたわけですが、昨日あたりまでは13か所で、1晩過ぎると6か所、明日になると3か所になるのかどうか定かではないわけですが、そういった中で、各自治会で説明した中では、各職員が実施する団体に必ず職員を2名ずつつけるというふうな約束をしているようなんですが、これは守っていただけるのかどうか。それと仮置き場の面積、このこと等についても昨日も何回も何回も確認して恐縮でございますけれども、10平方メートルぐらいでどれだけのことが置けるのかというふうな問題。あともう1つは、対策本部の中に除染のために相当ひまわりをあちこちで植えてございます。これらの処分等についても、対策室の方に来て相談をされているようでございますが、ただ抜いて集めておきなさいというふうな指示だったわけなので、やはりこれは低線量化と併せまして、それらの撤去作物等についても、雑草等についても、ひとつ是非その仮置き場の方に行政が責任をもって運ぶようにしていただけませんと、なかなかせっかく植えたものも、かえって害になるというような恐れがあるわけございまして、やはり作物、セシウム134、137を吸収したものの等については、やはり極力1か所に仮置きすることが望ましいんじゃないかということで、そう思いますので、その辺はこの際しっかり確認をし、再度自治会なり行政区で相談にまた参るというようなことでございますので、約束事はしっかりと守りながら推進をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいです。回答は要らないです。

○議長（佐藤喜三郎君） 回答要らないのは、質問じゃないですよ。

○9番（新関善三君） じゃ、回答を求めます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 9番 新関議員のご質問でございますが、各行政区に2名というお話、していないと思います。担当者は付けると言っていますけれども、2名とは言っていないので、ご理解いただきたいと思います。

○9番（新関善三君） ひまわりは。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、ひまわりの処分。

町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 9番 新関議員のそのひまわりの関係でございますけれども、今回ご提案申し上げている仮置き場は、あくまでも除染活動、今回の50

万円の除染活動によって発生をいたしますのは、想定しているのは、まず土砂だということです。その土砂の仮置き場ということですので、ご理解を賜りたいと思います。ひまわりについては、今回そちらについては、そこまでは考えてはおりません。これは、ひまわりについては、いわゆる燃えるごみになろうかと思います。ただし、その伊達衛生のほうの関係もございますので、今、とりあえず置き置きしておいていただきたいというお願いをしているかと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 回答を求めながら質問をします。

それとですね、今、担当職員を2名必ず付けると言った根拠は、本町の自治会で三役会議本部会議をやった際、そこに出席した人たちが、これは役場の担当職員も出てございますので、そういったときに自治会長がはっきりとそういったことを要望して、付けるようにしたというふうな見解で説明しているから、なお、確認の意味で私はここで質問しているわけなので、そのこと等についても、よく担当職員出るところによって違う、あるいは各自治会でも各自治会ごとに違った説明では、せっかく良い方法でやろうとしても阻害される恐れがあるわけですので、そのことはどういった統一見解で臨んでいるのかについて質問します。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

職員が自治会担当職員制度の中で、各行政区にお伺いをし、ご説明をいたしておりますけれども、こちらについては担当としては読み原稿を持たせながらやっております。その中で2名ということは、ちょっとないので、ただいま申し上げたような回答となっております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。3番。

○3番（嶋原利光君） 今の通学路の線量低減化の事業なんですが、一時仮置き場の設置の件について、各自治体に行って説明はしておるようですが、自治会長は自治会が承諾すればこれ仮置き場はその場所に決まってしまうのか。現在、例えば例を挙げますと、南自治会あたりで、もうどうもここさ置かれるんだと、私ここに置かれたんでは困るんだと。幼稚園の通園道でもあるし、南小学校の通学路でもあるんだと。そのわきに置かれたんでは困るんだという話が出てきているわけです。それで、しっかりと自治会が了解すれば良いんでなくて、もう少し地域とじっくり話し合って仮置き場の設置はしていただきたいと思うのであります。毎日私のところにも電話きます。置いたらむしろ立てて反対するぞというようなことでありますので、町の方もしっかりとその辺は地域に理解のあるような交渉をしていただきたいと思いますが。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はだれですか。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま嶋原議員の仮置き場の関係、南自治会の関係できますと、県有地のお話だと思いますが、町の方でも町有地なり県有地ということ念頭におきまして進めてまいったところでございますが、確かに南自治会の

方からもそういったお話もございました。やはりこれからどういうふうなところにどれだけ置くということにつきましては、やはり地域の中で今も協議をしておりますけれども、この手法というか保管の仮置きの方法も含めて、よくご説明を申し上げたりしながら、やっぱりじっくりとよく話し合っていきたいというふうに考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 今、企財課長が地域とじっくり話をしてから仮置き場の設置をするというふうなお話でございますが、その話は私は信用していいと思うんですが、しっかりとやはり地域の意見を聞いて、自治会に行って説明すれば良いんだと。今、この汚染されているのは私らは被害者ですから、被害者が除染するわけですよ、今度ね。やはり地域の中には、まあ大丈夫だという賛成の人もいます。何も痛くもかゆくもないんだ、ちょっと除染しろなどと始まる人もいますけども、あとはやっぱり放射能に我々は汚染されているんだと、何だということなんですよ。それでここに置いて困ると言う人たちは、原子力対策室に電話したそうです。そしたら、お宅だれですかと。いや、私はここに住んで、こういうものだとちゃんと言ったそうですが、大丈夫なんだと。なにあとシートをかぶせておけば大丈夫なんだという回答を得たと。それが川俣町の原子力対策室なんですか、と、私は思いますよ。朝6時から電話来ているんですよ、私のところに実際。だから、もっとじっくりと、ただ自治会に説明するんじゃなくて、地域の人に説明して、放射線の恐ろしい土壌を確保するわけですから、そこに、仮置き場にするわけですから、じっくり私は話をしてからやるべきだと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの鳴原議員のご質問にお答えいたします。

確かに対策室の方で、もし私もそれは確認はしておりませんが、まあシートをかぶせただけというふうな回答であれば、ちょっと説明が不十分であったかなと思います。今、考えておりますのは、やはりある程度例えば掘削した段階で、昨日も申し上げましたけれども、防水シートを張って、あと最終的には汚染のない土砂を30センチ以上かければ、それは98%の減衰率になると言うんですか、放射線を防ぐことができるというふうな、国の実験の結果でございますけれども、そういった状況も踏まえながら、今後の保管の方法もいろいろとやはり安全な方法も踏まえながら、やはりじっくりまたあとその場所の選定につきましても、なるべく公共用地とか町有地とか県有地とかということもございましたので、そういったところを選定しているわけでしたが、よく話し合いながら、今後の対策の中では進めてまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 3回目でございます。聞いた内容とちょっと違うようなんですが、まず、今日の新聞あたりにも二本松市、本宮市あたりでも、やはり市がやはり仮置き場を確保するということを言っておるわけですから、是非川俣町で確保し

て、仮置き場をやるべきだと私は思います。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、答弁。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町で確保してということで、そういったことも考えまして、町では公共用地というか、県有地ということ念頭において確保して、県の方も確認して了解を得ながら進めてきたところでございますが、確かにそういったお話もございましたので、そういったご意見も踏まえながら、今後の中でも対応を考えてまいりたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5 番（菅野清一君） あのですね、先ほどから聞いてますと、担当課長大変でしょうけど、現実的に無理なことをやろうとしているわけですよ。それで、3点ほどお尋ねしますが、確か町が仮置き場はつきりしない限りはやらないというような方針だったような気がするんですね。それはそれなりのどういう状況で変化あったのか分かりませんが。あともう1つは、仮置き場とは何10年仮として想定しているのか。それをやらない限り、六ヶ所村の一時預かりと同じですよ。永年預かりですから、あそこ今。だから、あなた方が考えているほど国は信用できませんよ。あの程度の国会議員が決めたことでこうなっているんですから、現実的に。それで、福島県の人たちに丸投げしたんですから。現実がそうですよ。あともう1つは、内部被曝の問題あるんですよ。これ集めれば大きくなりますよ、正直言って。10マイクロとか20マイクロとかすぐになりますから。現実的に簡単に考えていますけど、皆さん方考えているほど簡単じゃないですよ、放射能って。そこもきちんとじゃ町で責任を負えるのかと言ったら、これ負えないでしょう、現実的に。だから、まず、仮置き場は決まらなければやらないと言ったことの方針をなぜ撤回したのかと。その仮置き場って、じゃ具体的に何か月を想定しているのか。これによって住民への説明大きく変わってくるはずなんです。あとその今言った内部被曝に対しては、どういう細心の注意を。国が今、担当課長がそういう説明をしたけど、じゃ国が実証したことあるのかと言ったら、これやったことないわけですよ。実際やるのは住民なんです。こんな非健康的なことあり得ないわけですよ。この3点についてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの5番議員の質問でございますが、仮置き場を何10年想定しているかにつきまして、（不規則発言あり）町で確保すると言ったことはということでございますが、これは先ほども申し上げましたように、町有地なり県有地を想定しておりましたので、今回の例えばの例ですけれども、南自治会の場合は、あれは県有地でございますが、県の方の了解を取ったうえで話を進めてきたということでございます。また、仮置き場の年数というのは、まあ現在のところでははつきりは申し上げられませんが、関係法律が通った中で、国としても本当に最大限の国の責任で対応するというようなことも申されておりますので、はっ

きりした何年というのは現在は言えませんが、そう長くはならないのではないかと考えております。あと内部被曝の関係でございますが、確かに内部被曝の場合、土壌の中に粘土質の中に放射性物質が粘っているとか、付いているというようなお話もございまして、そういう可能性はあると思いますけども、ただ、今回の仮置きの方法として、例えば学校等でもやられていますような、何というんですか、外に出ないような、外にとか、上の方に上部にやはり汚れてない、汚染されていない土砂をかけるというふうな形で考えておりますので、その部分からの内部被曝というのは、それは0ではないかも知れませんが、そんなに大きいものは出ないのではないかと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） だから、無理あるんですよ。だから、本来で言うならば、それを例えばそう多くはないだろうと。あと、そんな長い時間かからないだろうと、それは見通しなんですよ。確約がないわけですよ。そしたら、さっき出た話じゃないけど、県なり国と契約書を結んで、向こう6か月なら6か月、その被曝管理はどうするのか。専門家を呼んできての健康セミナーや健康管理をきちんとやるのか。それをまずきちんとやってからやらないと私は大変なことになりますよ。なぜかと言うと、川俣町民はあくまでも被害者なんですよ。県も加害者ですからね、私から言わせれば、明らかに。国もそうですよ。そこを明確にしてやらないと無理だと思うんですよ。

あともう1つは、せっかく昨日あたりの一般質問、一昨日の中でも原子力災害対策課、部なのか分かりませんが、作る方向だという町長の明快な答弁なので、それはきちんとその対策課を作って、その中に除染班、賠償班とかときちんとやって、その中できちんと対策を取ってから私はやるべきだと思いますよ。このままずるずるやって、あっちに置いた、こっちに置いた、持っていけない、そらどうするんだ、恐らくこれ周りに置かれたとするといやですからね、これ一時。線量はそんなに高くないということは、何をもって基準と言っているのか分かりませんが、そんなに低くないですよ。あの土壌マップを見た限りだって、あんな数字は一般的にあり得ない数字ですから。確かに山木屋坂下地区に160万ベクレルよりは低いかもしれませんが、そこから見て低いと言われたって、これどうにもならないので、私は新たにご提案申し上げますけど、きちんと明日からやる気になればできるわけですから、やっぱりきちんとしたちゃんと原子力対策課なるものを作って、30人であろうと50人であろうと、その中にいわゆる除染班なら除染班として、それは衛生の面から健康の面から全部含めて対策を取ってから説明しないと、これ苦情ばかり出てまづいと思うんですけど、その点ではいかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの国と県と契約書を結んでというふうなお話でございますが、まだそこまでは考えておりませんとか、国のほうでの関係法ですか、法律が通って全面施行が来年の1月ということでございますけれども、

それ以前の対応につきましては、国の原子力災害対策本部で策定しました除染に関するガイドラインであるというふうなことでありますので、確かにそういった不十分な点はあるかと思しますので、そういった点は今後の中でも要求をきちんとしながら要求をしていきたいとは考えておりますが、やはりそのガイドラインに沿った中での対応をしていくことというふうになるかと思ひます。土壌マップの関係でも確かにそんなに低くはないというふうなお話でございますけれども、例えばチェルノブイリでもセシウム137が148万ベクレルですか、そこは平米単位で。その148万を見ますと、確かにそれ以上ではございませんけれども、そうはいうもののそれは大変そんなに低くはないというふうには思ひますけれども、ただ、その衛生面、健康面などを考えての対応ということでは、やはり県の方で示しております除染に当たってのガイドラインというものを示しておりますので、そういったのをきちんとして守りながらやっていくべきと考えておりますので、そんなことでご理解を賜りたいと思ひます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 確におっしゃるとおり148万ベクレルはありますよね。しかし、その下に55万5,000ベクレルは、居住困難区域です。現実にチェルノブイリもう少しよく調べていただくと分かるんですけど、現実にじゃあの数字ね、例えばキログラム換算だって2,000とか1,500だっていっぱいあるわけですよ。これ本当に通学路だけちょこちょこってやるんだか、自分のうちの周り5メートルぐらい四方やるんだかでは全く違うんです。これやったって意味がないんですよ、全部流れてきますから、水は上から下に流れてくるんですから。そういう意味では、やっぱり一番混乱を招いているのは、責任の所在がはっきりしてないんですよ。あとその仮置き場というので、あくまでも仮なんですよ。そこをきちんとしてからやらないと、私は混乱を招くだけだというふうに思ひますよ。被害者同士でもめていたってこれしょうがないわけですから、明らかに犯人はいるわけですから。そしたらば、やっぱりきちんと、どうせ6月に取った予算だってまだ執行していないような状態あるわけですから、今すぐ気をもんでやる必要ないわけですから、むしろそんなことをやるのであれば、すぐに議会終わってから議会中でも構わないですから組閣をしていただいて、きちんとした対策課を作ってもらって、その中にきちんとしたセクションを作って、データをきちんとして取って、見通しを立ててやれば、そんな混乱した説明ないと思ひますし、それいかがですか、町長様。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今回の線量化低減対策につきましては、これは川俣に限らず県の事業を受けてやるようになっております。そんな中で、共通の課題は仮置き場であります。これやることに反対というのではないんです。皆さんもそうだと思うんです。反対は川俣で受けない限り、よそに持っていきませんから。しかし、町民からは早くやってくれと言われる。どこに持っていったらいいべ。そこは皆さんで話してやってもらう。

だけでも、最終的には前に議会でも言われましたけれども、町でちゃんとするんでしょうと。そうしますということであって、いろいろと今、取組んでおります。ですから、今、5番 菅野清一議員からも話しありますけれども、そういった線量の問題もしっかりと把握してやらなくちゃならないと私も思っています。県のマニュアルでやるということで課長答弁しておりますが、そのとおりなんでありまして、しかし、それに当たっては、どこもいわゆるじゃここは何マイクロあるのかとか、そういったものの環境をしっかりと見ながらやっていくと。そのための作業の手順と言いますか、ありますから、これは質問のとおりでありますから、それは十分に把握してやる考えでありますし、また、いろいろと今後の取り組み方についてのいろんな示唆を受けているわけでありまして、今、それぞれが出向いていろんなところでお話をいただいております。そんな中で、いや、おれんとはやっぱりこうだよとかと、そういう話も出てきておるのも現実でありますから、そういったことも踏まえながら、しかし、やることを前提にしていかないと、このままぶん投げておいてですね、町民の皆さんの不安を一層かき立てるようなことではいかないと私は思っています。ですから、その辺をどうぞ皆さんともいろんな意見をいただきながら、良い方法を見つけながら、私はこれをやらなくちゃならないと思っていますし、やろうと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。なお、議員の皆さんから今までもいただいておりますけれども、そういったことは十分対応してやることを前提として進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 私は、一昨日質問したわけでありましたが、土砂の置き場がないというような今のお話も出たとおりで、私の答弁にはいい案配答えたのかなというふうな気がするんですよ。なぜかという、おらんとこさ置かんに、おれんともさ置かんにというようなことになってくれば、この町の農業でも何でもですが、風評被害というのがなくならないんですよ。だから、町当局の責任でやるべきじゃないのかと。これは町当局の正念場だと。だからということで、私は聞いていたんですよ。それが今、皆さんから何人も同僚議員から皆そういう質問が出ている。このときにちゃんとした答弁をしていけば今、出るはずがないんですよ。だから、その場しのぎだという言葉も出てくるんですよ。これは重大責任ですよ、そういうふうな答弁の仕方は。だから、私は、簡単にですが、そういうふうなことを前に話して質問させていただいた。答弁がはっきりしていないから、皆さんからこういうふうに出てくるんですよ。同じことの問題ですよ、私の質問と。だから、最終的に、私は政府が示した中間処理施設、それが県内にできるのかどうか分かりませんが、そこさ最終的には持っていくのかと聞いているんですよ。ですから、これは風評被害が長引かない。止めるには、とにかく町有地なら町有地、そして、町が責任を持った場所を選択してやるのが一番妥当な線だということで、私の質問はそういうふうなことでしたはずなんですけど、それと同じ答えを言っていれば、こういうような話は出てこないんですよ。それがということでありまして、そういったことの最

終、私は質問にしたいと思うんですが、お話を伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

黒沢議員の質問のとおりでありまして、こういうことでいけば風評被害どんどん出てきます。ですから、皆さんと話をしてやっているということは、町が最終的に責任を持ってやります。しかし、先ほどそれでやっているんです。ただ、先程来、質問ございましたけれども、例えばじゃここは県有地だからやりましょうと。そこを町が責任を持ってこういうところを見つけました。だけれども、地元にしてみればですよ、一部では賛成、一部は反対、巻き起こるわけです。そういうことがありますから、今、進まないところがあるという、そういう面もございます。ですから、私は選ぶところも含めてですね、本当に皆さんの意見をいただきながらしていかないと、一方的にここだとなると、また、難しいことになるのかなと思いますね、十分先程来、話し合いをしてやりなさいということでもありますので、話し合いを進めながら、この場所についてはやっぱり進めていかなくちゃならないと思っています。そういうことで、ただいま申し上げました、前にも申し上げましたが、しっかりと考えて対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 結局皆さんの質問もそうありますが、総論は賛成なんですね。やってもらいたい。是非早くやってもらいたい。ただ、各論にいつて反対になるわけです。だから、それを十分踏まえた施策を進めていただきたい。ただ、それだけなんですよ。それさえしっかりすれば、風評被害もなくなるし、皆さん方の気持ちの中でも落ち着きが出てくる。こういうふうなことで安心だというようなことで、そういうふうなことを是非進めていただきたいなというふうに考えておりますが、考え方をもう一度伺わせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ただいま申し上げたとおりですね、じっくりと協議を重ねて、共通理解に立たないと進まないということでもありますから、そんなことを基礎に入れてですね、今後の対応について進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今、除染の問題でいろいろ議論になってますが、まず、最初に、この除染の問題ちょっと確認したいんですが、町長はとにかく仮置き場が決まらないうちは除染はやらないんだということは明確にこれは我々の前では答えていますよね。そのことが決まらないままに今、進められようとしているから問題なんですよ。確かに今、この除染の問題での電話はずいぶん私のところにも来てます。特に旧町内はね、例えば10平米の穴を掘って埋めると言ったって、なかなか大変ですよ、これ、場所を見つけるのは。だから、地域の中でそういうところが見つからないとなると、これは県有地だから通学路のわきでもいいべみたいな話が出てく

るんですよ、やっぱり。現にそういうことになっているわけでしょ。通学路にそんなに離れてない県有地だから、ここさ埋めちゃべでないかということが。だから、町長が仮置き場が決まらないうちは進めないんだという、この方針がね、例えば自治会担当職員だの何だのの中には全然伝わっていないんですよ。だから、その会議の中で私はっきり言っているんですよ。町長は仮置き場が決まらないうちは除染は進めないと言っているんだから、あんた、町の町長の言うことを聞いたらいいべと言ったらば、いや、18日に始める前までには決めますから安心してくださいと、こう担当者は言っているわけだからね。我々は執行権も何もないからさ。それはああそうですかと言うほかないんだよね。現にいまだにそれは決まらないまま進むんですよ。進んで仮にじゃとりあえずここに置いてくなんしょと言われれば、これは本当に放射線に対する感覚ね、全く感じない人もいるし、少しでも感じる人がいる。これは科学では決められないんだよね。だから、放射線量が少ないから、あんたのわきに置いたっていいべしたということでは通らないんですよ。だから、川俣だって比較的低いと言ったって、県外に避難したりなんたりする人いるわけよ。いくら説得したって、これはねどうにもならないと思いますよ。子どもを思う親を科学の数字で説得するなんかいう力は誰も持っていないと思うんですよ、私は。だから、そういう点で町長が言っているんだから、仮置き場をちゃんと決めない限りは、執行はさせないという立場に立たないと、住民同士の争いになりますよ、これは。感じ方が全然違う人が始まるわけだから。だから、どうしてもないんだったら、今、使っている役場のところに仮置き場作ったらいいでしょう。そうしてでもやらないと、住民同士がね被害者同士が争いに巻き込まれたんではこれ収拾つかなくなりますよ、これ。そして、10平米の仮置き場を造ると言ったって、例えばあの町の商店街には移植ベラきりないんですから、新しい砂をかければ安全ですなっていって、まともなスコップもないところでできるわけないでしょ、こんなの。だから、仮置き場はちゃんと町の責任で造って、ここはここにしてくださいと、処分してくださいと。あとは町で責任を持って排除しますということにでもしないと、何か心配ですよ、このままでは。旧町内にとっては非常に心配です。争いになるんじゃないかと。だから、そういう点では、町長が言ったことは私は正しいと思うんですよ。仮置き場を明確にしない限りは作業には入れないんだと。ところが、そこが全職員に徹底していないからフライングを起こしているんですよ、今。仮置き場決まらないままに進めようとかなんとかって。ここをまず明確にしてもらいたい。町長がちゃんと我々の前で指示したとおり、仮置き場がない場合は、作業は中断するということにしないとこれは問題になると思うので、まず、第1点は、そのことをやる。

それから、あとこのことを質問すると、また、こんなのは担当委員会でやれということになるだろうと思うんだけど、飯舘との問題ですよ。これ確かに担当委員会でやれと言われたって、これは処理できる問題ではない。これは町長と村長の間でやらないとできない問題だから、仮校舎を造るのであれば、きちんとした早く新聞、マスコミにあれだけ報道されているわけですから、契約書をきちんと交わして

から整地に入ってくださいというぐらいのことは、きちんとやってもらいたいと思うんです。その契約書がない限りは、飯館から水道は持ってきてくださいと、ちゃんと言えればいいでしょう。川俣だって工事しなければ、水道水は譲れないですよ。だから、そういう点で、まずはきちんと契約書を結んでもらう必要があると思うんです。今、住んでいる、今、使っている幼稚園とか川中とかについても、ちゃんと契約書を結んでもらいたいと思うんです。みんなやっぱりその点がね明確にならないと進めないと思いますよ。だから、その点2点について、担当委員会だから委員会で審議してくれろと言ったって、責任者がいないところで審議はできませんからね。だから、その点明確に答えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） まず、1点目でありますけども、これは仮置き場が決まらなくてではできませんから。これは仮置き場を決めてから進むということで、話は皆していると思うんです。ただ、決めるために今いろいろと協議していることはやっておりますから、その点をご理解いただきたいと思います。

あとこの除染のこともですね、内容も含めてマニュアルも含めて説明していると思うんです。ただ、そのことでいろいろと各地区の除染の話題とか出てますね、小国とかなんか、そういうことは想定しておりませんので、あくまでも今回、通学路ということでやっております。ですから、次、住宅と次の段階にいくわけでありますので、そういったことでいろいろと確か意見のあるのかなと思っていますが、そういうことのないようにですね、今日、終わってからまた話をいたします。その点は決まらないうちにはできませんから、そのとおりであります。その点は進めていきますし、今、6か所についてという話ありました。そのように決まったところについては、それはそうなんですけど、まだ、決まらないところありますから、その辺も詰めるように進めてまいります。基本的には今、先程来言われているようなことを基本にやっていきたいと思っています。

あと、もう1点の飯館村でありますけども、これについても来年度からの事業ということでありますけども、仮設造るにしても何にしても川俣に造るわけでありますから、子どもたちが通うと。ですから、それについてはいろんな面からの対応、対策と言いますか、協議することが出てくると思いますので、これは村長の方と私の方で話をして、そして、具体的に内容を詰めて協定書の方に運びたいと思います。ただ、それについてはまた、所管の委員会なり議会の方には、そのことについての協議をさせていただくように考えておりますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） マニュアルやなんかというのは、県が作ったものはあるんです。それでやろうとしているんですよ。みんな行政区長さんや自治会長さんは、真面目に進めようとしているんです。だから、問題になるのは仮置き場なんですよ。だから、現地の対策室なり建設課なりが、必要な基準になる仮置き場をちゃんと造

って、ここに処理してくださいよという、各自治会ごとに決めてくれればいいんですよ。町でやっぱりこれはこのまま進むと、例えば自治会長さんの責任でおらいのわきに埋められたからあんたが悪いんだという争い起こりますよ。行政区長さんが了解したからということになりますよ。だから、町の責任で仮置き場は決めてください。造ってください。そして、そこにみんなで全町民が参加して、掃除をしてそこに運んで捨てる。これは何か所でもいいですよ、それは。町が責任を持って、それでいろいろ弊害があったら、町に言ってきてくださいという処理の仕方をしないと、これはまとまらないと思うんで、その点はきちっとしてもらいたいと思います。これは町長が言っていることだから、仮置き場ない限りは進められないんだと言っているんだから、そのとおりにしてください。

それと、もう1つ飯舘との関係については、早急にと言っているけど、普通までの政治やまでのことをやる人は、大体整地に入る前に、までのに話し合うというのが当たり前でないかとおれは思うんだ。ところが、これは契約書も何もないままに、学校貸してけろだのなんだのとやって、現にやられてきているわけでしょ。半年も経ったって契約書も結ばれないという状態にあるわけでしょ。だから、これは、まず今の幼稚園、中学校、ここに対してのきちっとした契約を、今年度いっぱい出ていきますという契約をちゃんと交わしてください。経費はこれだけです。じゃないと、今、川俣中学校の中学生は、ランチルームやなんか使えないままになっているわけだから、非常に不便なんです。早く出ていってもらった方がいいですよ、それは。だから、そういうことをきちっと何か月も経ってでもできないというのはおかしいから、まず、町長が隣の飯野町に役場あるんだから、足を運んでもなんでも、本当は来るのが常識だと思いますよ。でも、常識はまでのになっているからないんだべと思うんだ。だから、こっちで行ってやってやるほかないと思うの、おれは。まして造成までしてやっているのに、あいさつに来るくらいは当たり前なんではないかと思うんだけど、これもだめだから、ひとつきちっとやってもらいたいと思います。その点。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

仮置き場については、そのようなことで今も取組んでいってですね、これこそまでのに丁寧にやっていかなくちゃならないと思っています。また、あと町のほうでこれは場所等。ただ、こんなことを言ってまたあれですけども、そのことについてもまた地元のほうと話をしないとかなかないところもありますから、その辺もしっかりと進めていきたいと思っています。

また、飯舘村についても、私も同じ首長同士でありますけれども、それぞれの推進的に取り組んでいるという評価をいただいている飯舘村でありますから、皆さんの中でもそういうことの思いもあるときもあるかと思うんですが、しかし、今、指摘されたことについては、全くご指摘のとおりでありますから、これ私どものほうでこれを言って、本来は来るべきだと。けども、そういうことのない中で

肝心なこととかないことについて、皆さんが不安を持つようなことでは、せっかくの町内というふうに立地してもこれは理解が得られませんので、これは私どものほうでまた働きかけてやっていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

それでは長くなりますので、ここで休憩しますか。トイレのあれもありますので。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 8時15分再開いたします。ここで休憩いたします。

（午後 時 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後8時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 質疑継続いたします。高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 聞いているうちに、だんだんいろいろ疑問が湧いてくるものですから、遅くなったんで、ついでに質問します。

前回の全員協議会で、私は除染の時期について、9月中にまずは計画を立ててやると。11月いっぱいぐらいに終わらせるんだという回答をもらっていたはずなんですけども、その理由は、12月になったら凍ったり、雪降ったら、除染などということは考えられないべということと言ったんですけども、それについては本当に9月中に今までの問題を解決して、10月、11月で本当にできる計画が立てるのかどうか。

あと、仮置き場に捨てるものは、捨てるものというか置くものは土だけだと。土砂だけだと言いましたけども、我々の福沢地区をとっても、側溝と道路だけやって、草はどうするんだいと。みんなやっぱり除草するつもりでいるんですよ。あとは道路にかかった木、これもやはり取り除かないと、全然除染したことにならないんですよね。そうすると、土砂だけを置くんだったら、じゃ、その刈った草、伐採した木、そういうものはどうするのか、それを聞きたいと思います。

あと、前回の質問の中でちょっと聞き忘れたことがあって時間切れになっちゃったんですから聞きたいと思うんですけど、これに関連して、この要綱というか、要綱には半減させることを目標にしていると書いてあるんですよ。それで、この半減させるというのは、どこを基準にして半減させるのか。2.1以上あるところ、2.19とかあるとこと、0.5のところと、0.5のところは半減させれば0.25になります。2以上あるところは半減させたって1なんですよ。そうすると、1で本当に満足するんですかということ、その3点お聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 4番 高橋議員のご質問にご答弁申し上げますが、まず、今、この補正予算の中でご提案申し上げているのは、線量低減化活動支援事業であるということをまず申し上げておきたいと思うんですけども、それは通学路なり公園なり、まず、子どもさんの通学路の線量を下げましょうねということなん

ですよ。そこで、私どもが各行政区などに伺いましてご説明しているのは、だから、高圧洗浄機を使った洗浄と、それに伴って発生する土砂の仮置きなんですよ。よって、それ以外のご質問の立木であるとか、そういったものについては、また別途の話なんです。当然、そのときに一般的な廃棄物、例えば手袋とか、そういったものの消耗品、あるいはおっしゃるようなものも発生します。これについては、一般廃棄物として取り扱ってくださいというお願いをいたしてきているんです。ですので、今、ご提起申し上げているのは、高圧洗浄機を使った洗浄だということをひとつご理解を賜りたいということなんですね。その除染の計画については、企画課長がご答弁申し上げると思いますけれども、それとは除染計画があって、それをまず最初の各論としての線量低減化支援ということですので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの除染の計画で9月中から12月、凍らない前ということでございますが、そういうのを目標に向かって盛んに地域の中でいろいろ協議をさせていただいておりまして、延べ30回ぐらいやっているということで進めておりますけれども、やはりその目標ということでお話ししておりますので、その目標に向かって進めるように今、努力しているところでございます。

また、基準につきまして、要綱に半減させるということでございますが、やはりあくまでも基準の考え方は、現状から半減させるということが当面の基準でございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） この要綱に仮に2分の1に半減させるという目的を持ってやるとしても、この除草した、除草しないで、田舎というか、福沢の場合だったら除草しないで、ただ、舗装とか側溝を洗浄しただけで本当に半減するんですか。実際です。多くの学者さんが言っているのは、もう時期が過ぎちゃったから、舗装の上なんかいくら洗ったって、ほんのちょっとしか下がらないというのが定説ですよ。舗装なんか本当にいくらでも5ミリでも1センチでも削れば相当下がると。だけど、削らない限りは、水で洗っただけでは全然減らないというのが今、定説ですよ。それが洗うだけで下がるんだという根拠が全然私には理解できないんですけども、それは本当にモデル事業とかやって出ているんですか、そういう数字が。実際言って、霊山だってなんだって舗装は削っているんですよ、あれ。小さい掘削機みたいなので。ほんで半減させるっていうのは、本当に地域のボランティアで皆さんにやってもらって、それがただ徒労に終わるような結果を招いたんではなんにもならないのではないかなと思うんですけども、その辺のところもじっくりやっぱり自分らで洗浄してみ、何か所かやってみて、本当に半減できるという、そのモデルを作ってから私はやるべきだと思いますよ。今の考えでは、半減なんていうことは絶対できないと思います。ですので、もう1回私の言っていることが間違っているんだったら、その反論を言ってください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

半減をさせるというのは、川俣町除染計画の中で書いてあることでございまして、今回の支援事業の中で半減ということは一言も言っておりません。で、いや、除染計画に半減と書いてあるんですね、川俣町除染計画で。ですから、その各論としてまずは今、できることは、川俣町線量低減化支援事業だということで、通学路なり公園の除染をお願いしたいと申し上げているわけです。そこで数値的な目標というのは、これはうたっておりませんので、これはご理解賜りたいと思います。で、その線量低減化というのは、県の作ったマニュアル。そのマニュアルの中では、福島県が行った実験では福島市内の小学校3校でしたか、その周辺でそのような活動を行ったときには数値が下がったというふうなことが、そのマニュアルの中には書いてございます。今申し上げられるのはそこまでです。ですから川俣、除染計画全体のことと、今回の事業とはちょっと切り離して考えていただければ大変有り難いと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 私は、それだから全員協議会でも申してきたんですよ。その点について。県の指導を受けるならば、在と町ではやり方が違うんだから、振興局から呼んできて指導を受けてやったらどうですかということを企画財政課長には何回も言ってますよ。7月末から。それを全然横に通じていないんじゃないですか。何の対策会議なんですか。怒ってしまうよ、本当に。おれら真面目にやっているのに何やっているんだ、おめらは。考えたことがあるのかという言葉を使いたくはないんですよ、本当は。だから、振興局で始まるから、50万円を補助をやるからというふうなことを今度はやるんだと。そしたら、県から来るのを待っている。待っているところじゃないんだというの。被害者なんだから、自分のほうで持っていて指導を受けるようにしなさいと言ったのは私なんです。議会ですよ。それを1つも当局ではやっていないんですよ。そして、なんですか、今さらそんな話。理解できないのは住民ですよ。町当局は何をやっているんだということですよ。何回我々が要望したと思っているんですか、そういうふうなことを。1週間に1回やっていたんですよ、議会全員協議会を。やる度に要望しているんですよ。それを全然町当局では検討していなかったということじゃないですか。おれはそういう話を聞きたくないんだよ。我々で一生懸命町民のためにはどうすればいいかということで、町でやる、振興局でやるという、それじゃそれをどのようにしたら効率よくいくかということを再三町当局に要望していたんです。とにかくモデル事業で鉄炮町なら鉄炮町、瓦町なら瓦町、企画課長の所長い何キロもあるところだから、こういうなところをどうするんだべ、やれと、こう言っているんですよ。それ1つも右から左に抜けちゃって全然やっていないじゃないですか。だから、そういうふうなことは町当局が全然そういうふうな考え方を持っていなかったんです。議員の皆さんがみんなそういうふうな要望をしてたんですから、1週間に1回ですよ。いつ答え出す

んだ、いつ答え出すんだと言っていたんですから。それを今になってこうです、ああですなんて別な課長から言われたって、だれが受け入れられるんですか。だから、みんなは横のつながり1つもないから、災害対策本部なんて名前ばかりでないかと思ってしまうんですよ。我々の話全然通じてないじゃないですか。そんだから、質問したっていいあんばい言って、次のところになってしまう。だから、みんなから同じ質問ばかり出てくるんですよ。今まで全員協議会で要望したことが実現されていけば、今はこんなことに話はならないはずなんです。何やっているんですか、皆さん方は、それこそ。我々の気持ちなんか、全然町民の気持ちを組んでいないということです。分かるでしょ、そういうのは。我々言っていたんだから、出席していた人たちは。分からないとは言わせませんよ。答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

あの全員協議会の際にも、そういう意見は承っておりました。それで、地方振興局の方にもお願いして、そのモデルというわけではないかもしれませんが、事前にそういう要員の要請を行っているというところでございますので、すべて対応していないというわけではございません。以上です。（不規則発言あり）あの町民税務課長が話した内容につきましては、除染計画の1つの手法として線量低減化事業があると。その事業の中身としては、50万円を補助金で受けて、それを高压洗浄機等でやる作業だと。それを大きく計画として作っているというのが川俣町の放射線量低減化の計画という形になっておりますので、その計画につきましては、今後の中身、まだはっきりしていないところもちよっとは踏み込んだ形になっておりまして、線量低減化については半減というわけではなくて、その後の作業も含めた形で半減を目指すというような形で整理しているものでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 確かに私が間違っていたかもしれませんが。この中には一切書いてありません、半減するというのはね。ただ、今の町民課長の話ですと、ただやればいいんだ、いくらでも下がればいいんだという感じにしか取れない答えですわね。やっぱり目標とするところに、いくらでも目標値を作って、そこに達成するために努力するのが町のやることじゃないですか。子どもたちを守るためですよ、この事業。多少下がったからといって、それで子どもたち守れるんですか。私はどうも、だからこの50万円が県から来たから、じゃこの分としてただやらなくちゃいけない。だから、皆さんに自治会をお願いします。丸投げします。それで、これは言いたくないんですけど、子どものためだと言われたら、子ども人質に取ったようなものですよ、これ。誰だって子どものためだと言われて、いやだと言える人いますか。誰もいないですよ、これは。それで成果が上がらなかったら、線量を測って、あら、前は1.2だったけど、1.15にしかならなかった。これでやったことになるんですか、本当に。だから、やっぱりきちっとした自分たちの手で線量を洗浄機でや

るんだったら洗浄機でやってみて、そして、本当にある程度下がったと納得する、下がるんだと納得する、それからやるのが本当じゃないかと思うんですよ。ただ、よそから来たデータで、こうやれば多少下がるんだというんでなくて、2か所、3か所やるのはすぐだと思うんですよね。3人くらいで行ってダアッとやってみて、ああ下がるか下がるか調べられるのは、そんなの1時間もあればできるんですよ。それをなんでやらないんですかと言うの。田舎道、あとは都会の市街地の真ん中、ある程度ピックアップして、そこをやれば、そんなの半日あったら簡単に出来ることだと思うんですよね。それをやっぱりやってから、地域に自信を持ってこれをやれば、このくらい下がりますよという形でやるのが本当だと思うんですけども、もう1回お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の中で目標ということでございますけれども、確かにいろんなところの実証実験の値を見ましても、あんまり下がらないような状況の報告も、私もあくまでも新聞とかで見ている状況でございますけれども、そういった状況もありますけれども、例えば舗装にしてもひび割れがあれば、そこは線量がなかなか下がりにくいとかって確かに削っている状況も把握しているところでございますが、最初、通学路と言いますか、地元の状況をやはりきちんと線量を測定しまして、やはりその場所によってはその土砂を取り除いたり、枯葉とか枯れ草を取り除くことによって大幅に下がる場所もあるかと思っておりますので、やはりきちんとまずは現在の状況のマップと言いますか、通学路というものをきちんと把握しながら、そういう場所によってこういう対策をすればもっと下がるというふうなこともそれはあるかと思っておりますので、その辺はきちんと現状を把握しながら、あとそこをそれぞれの対応をどういうふうにしていったらいいかということをしてそれぞれ研究して、また、県のほうとかにもお聞きしたりですね、あとプロジェクトチームと言いますか、新しく国からできたプロジェクトチームとか、その関係している団体とかともよくお聞きしながら、本当にこの地域にとってどういうふうによれば線量が低減するかということも含めて、やはりきちんと低減できるような方法も検討しながら進めていく必要があるかと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 15番 高野です。2つくらいお聞きしたいと思うんですけど、除染作業について、これは簡単なものでなくて、私のところにはファックスでも除染の作業員の資格というか、作業の方法、これの講習会をやりますからという、そういう連絡があって、また、今から4日くらい前に新聞にもそのことは出た。やはりそれだけ作業、簡単でないということのようです。そういった作業の仕方をやはりやるんだったらば、ある程度講習を受けさせて、そして、ちゃんとしてやれば、それだけの効果が現れると私は思うので、そういったひとつ考えあるかないかということをお聞かせください。

もう1つは、町長に私言いたいのは、飯館の村長にあまりよい子にならなくとも良いんでないかと、そう私は思います。なぜならば、飯館の人たちは、までいにするなんだと、私から言わせると、そういうふうな感じを受けます。もっと具体的に言うならば、5月の31日に私、町長に飯館村長に判子もらってくれましたかと言ったならば、おれがやるんだから余計なこと言わないでくれよと、夜中まで電話するんだからと、そういうふうにおれは言われた。そして、今度1日の日に、じゃやってくれるんだなと私は。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野議員に申し上げます。言葉を選んで発言してください。

○15番（高野善兵衛君） はい、分かりました。それだったら、飯館村長からは、国のほうにうちの町長がお願いしに工業団地のときをお願いしに持っていったときには、その文書の中には、飯館村長とは話し合い済みなんだというような、そういうこともちゃんと書いて持っていった。しかし.....。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問者に申し上げます。

質問のあれが全然外れていますので、補正予算には全然関係ありません。今の質問は。

○15番（高野善兵衛君） はい、分かりました。

○議長（佐藤喜三郎君） じゃ、答弁は1点だけ。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

講習会というのは、福島県産業振興センターが行う除染事業者を養成するための講習会のことでしょうか、ことだと思うんですが、これについては、確かに新聞報道がありました。私も新聞報道でしか知らないんですけども、2日間の講習を行って最後には試験を行い、合格者にはいわゆる資格証のようなものを与えるようなことが書いてあったと記憶いたしております。郡山、福島、二本松あたりでこれから開催をされるということですが、いわゆるその除染を専門に請け負う業者さん向けのというふうに承知をした次第です。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） それだけやはり難しい作業なんだということで、やはり町からも何人かそうした受けさせて、そして、その人の今度指導の下に各地区がやるということが私は望ましいんでないかと、そう思っておりますが、もう1回。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で除染の指導を受けながらというか、そういったことだと思うんですが、国なり県の原子力災害対策本部なり、国で新しくできた除染チームなりも含めてですね、講師の派遣とか、そういった制度もございまして、また、除染の方法についてのいろいろ指導するというところでも連絡が来ているところでもございますので、そういったものについては積極的に活用しながら対応を考えてまいりたいと思います。以上で答弁とします。

○15番（高野善兵衛君） 了解。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、これから所管の常任委員会に付託するわけですが、特に付託する委員会では、ただいまの線量低減化活動事業について、しっかりと皆さんの今の思いが伝わるような議論をお願いしたいと思います。

それでは、これで質疑を終わりまして、本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19、議案第71号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20、議案第72号「平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1点だけお聞きしたいんですけど、今回の補正予算特別会計いろいろあるんですが、決算を受けての繰越金ね、これ計上されていないのは、この介護保険だけなんですよ。あとは全部繰越金全部計上しているんですけど、歳入に。介護保険も1,273万1,000円、決算の結果剰余金が出ているんですけど、これだけはなんでその歳入に載せていないのか、その理由をお聞きしたいんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

大変申し訳ありませんが、今補正の第2号につきまして、計画的避難に伴います介護給付費の一部負担の計上のみとなってしまいましたので、次回の補正に今回の繰越金の補正につきましては処理をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。どうも申し訳ありません。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 簡単に言うと抜けたということでもいいんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは答弁願います。ただいまの質問。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

質問の内容のとおり、欠落をしたということでご理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21、議案第73号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22、議案第74号「平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 9番 新関です。簡易水道も本企業会計のほうのこっちの水道事業も共通していることを質問させていただきます。ただいまの一般会計のほうの補正でも放射能のことについてはいろいろと質問があったわけですが、簡易水道もいいですか。

○議長（佐藤喜三郎君） それは所管じゃないのかい。

○9番（新関善三君） 所管であっても、みんなにも知っていただきたいことがあるわけなので、こういった環境の中で水道水には放射能が全然水の方には関知されて。

○議長（佐藤喜三郎君） じゃ、簡単に。

○9番（新関善三君） 水の方には全然検出されていないわけですが、どっちもですよ、沈殿槽があるわけですね。今、放射能というのは土に吸着して、川底すくえば必ず放射能が検出されるというような現況になっているわけですし、沈殿槽の泥のベクレルは検出してあるのかどうか。あるいは何日に1回かは、それらを排出するわけなので、そういった放射能の検出はしているのかどうかについてだけ質問をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） これ補正予算の内容にはあるの、今の質問。

はい、じゃ建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 質問にお答えいたします。

まず、1点でございますけれども、それぞれに簡易水道の場合は、湧出した水を緩やかに出すだけですので、現在のところ、その放出したものは雨、そういったときに沈殿槽と一緒に放出しているのが現状でございます。

あと2点目でございますけれども、その内容物に関して、現在調査しておりません。水では出ておりませんが、下のものが測定しておりませんので、早急にそれは対応していきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 簡易水道と町水道の境はどの辺になっているのか。もし、飯館のほうで学校を造る場合、水道料金が滞ることになると困るから、ほんで私は聞こうと思ったんだ。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問者に申し上げます。

この補正予算に関する質問ではないと思うんですが、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第23、議案第75号「平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24、議案第76号「平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催していただくようお願いいたします。なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長さんをお願いいたします。

明日１５日木曜日、１６日金曜日は、各常任委員会を開催していただき、付議案件等の審議をお願いいたします。

本定例会最終日の２０日火金曜日は、正午まで常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。その後追加議案等が予定されておりますので、午後１時から議会運営委員会等開催し、３時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後８時５２分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 高橋道弘

同 署名議員 高橋真一郎